

1. 建築物の構成要素の耐用年数一覧表(評価の際、本表の値を使用する。)

区分	工種別	耐用年数	仕様等	出典	備考	
建築躯体	鉄筋コンクリート	65	スランブ 18	官庁営繕	計画更新年数	
建築外部	屋根	アスファルト	30	押えコンクリート 厚 80	官庁営繕	
		防水	30	押えコンクリート	BELCA	
		シート防水	15	露出、シルバーコート	BELCA	ロンループ並 T=20
		タイル	30		官庁営繕	防水層・モルタル下地・タイル共の耐用年数タイルは10年-10%補修
			30		BELCA	防水層・モルタル下地・タイル共の耐用年数タイルは10年-10%補修
		アルミ笠木	40		官庁営繕	
	40			BELCA		
	外壁	石貼	65	花崗岩	官庁営繕	稲田程度 本磨
			60	花崗岩	BELCA	稲田程度 本磨
		タイル貼	40	磁器タイル打込	官庁営繕	
			60	磁器タイル打込	BELCA	圧着工法の場合は40年
		合成樹脂吹付	15	モルタル下地	官庁営繕	エマルション系
			30	モルタル下地	BELCA	アクリルリシン
	カーテンウォール	アルミ製	40		BELCA	パネル付け
		PC板製	65	モザイクタイル打込	官庁営繕	
			60	小口タイル打込	BELCA	
	外部天井(軒天)	アルミ製モルディング	30		官庁営繕	
			40		BELCA	
		ステンレス製モルディング	40		官庁営繕	
			40		BELCA	
		ボード貼	20	フレキシブルボード	官庁営繕	EP 仕上げ
			25	フレキシブルボード	BELCA	EP 仕上げ
	外部建具	スチール建具	30		官庁営繕	OP 塗り
			35		BELCA	合成樹脂調合ペイント仕上げ
		アルミ製建具	40		官庁営繕	
			40		BELCA	
ステンレス製出入口		40	4,400 x 2,500	官庁営繕	ステンレス製自動両開扉	
		60	4,334 x 2,800	BELCA	ステンレス製玄関ユニット	
鉄部合成樹脂ペイント塗	5		官庁営繕			
	3		BELCA			
外部雑	屋上手摺(スチール製)	30		官庁営繕	塗装5年毎	
		25		BELCA	塗装3年毎	
	屋上手摺(ステンレス製)	65	H = 1,100	官庁営繕		
		60	H = 1,100	BELCA		
	屋上手摺(アルミ製)	40	H = 1,100	官庁営繕		
		40	H = 1,100	BELCA		
建築内部	床	花崗岩	65	稲田程度	官庁営繕	
			60	稲田程度	BELCA	
		大理石	65		官庁営繕	
			60		BELCA	
		テラゾープロック	65		官庁営繕	
			50		BELCA	
		タイル貼	65	磁器質タイル	官庁営繕	
			50	磁器質タイル	BELCA	
		モルタル仕上	30	モルタル金鏝	官庁営繕	
			30	モルタル金鏝	BELCA	
		塩ビタイル	20	モルタル下地	官庁営繕	半硬質
			30	モルタル下地	BELCA	半硬質
		ビニル床シート	20	モルタル金鏝	官庁営繕	ロンリウム程度
			30	モルタル金鏝	BELCA	ロンリウム程度
	カーペット	20	モルタル下地	官庁営繕	タイルカーペット	
		30	モルタル下地	BELCA	コントラクトカーペット	
	内壁	花崗岩	65	稲田程度	官庁営繕	
			60	稲田程度	BELCA	
		大理石	65		官庁営繕	
			60		BELCA	
テラゾープロック		65		官庁営繕		
		50		BELCA		
タイル貼		65	陶器質タイル	官庁営繕		
		50	陶器質タイル	BELCA		

CASBEE とっとり

参考資料

補助資料

区分	工種別	耐用年数	仕様等	出典	備考	
天 井	モルタル仕上	65	EP 塗り	官庁営繕	10 年毎塗り替え	
		30	EP 塗り	BELCA	5 年毎塗り替え	
	複層仕上塗材	20	モルタル下地	官庁営繕	下地共の耐用年数 (10 年毎 (60%) 塗替)	
		30	モルタル下地	BELCA	下地共の耐用年数 (10 年毎 (90%) 塗替)	
	ビニルクロス貼	20	合板下地	官庁営繕	下地共の耐用年数 (10 年毎貼り替え)	
		30	合板下地	BELCA	下地共の耐用年数 (10 年毎貼り替え)	
	ビニルクロス貼	20	GL 工法、PB T=12	官庁営繕	下地共の耐用年数 (10 年毎貼り替え)	
		20	GL 工法、PB T=12	BELCA	下地共の耐用年数 (10 年毎貼り替え)	
	ウォールナット 練付	20	T=9、胴縁共	官庁営繕		
		20	T=9、胴縁共	BELCA		
	メラミン化粧板	30	T=9、胴縁共	官庁営繕		
		30	T=9、胴縁共	BELCA		
	アルミ製 モールディング ボード類	30	軽鉄下地	官庁営繕		
		60	軽鉄下地	BELCA		
		30	化粧プラスチックボード	官庁営繕		
		30	化粧プラスチックボード	BELCA		
		ビニルクロス貼	30	PB 下地 T=9	官庁営繕	下地共の耐用年数 (10 年毎貼り替え)
			30	PB 下地 T=10	BELCA	下地共の耐用年数 (10 年毎貼り替え)
	合成樹脂吹付	20	コンクリート下地	官庁営繕		
		60	コンクリート下地	BELCA		
	内部 建具	アルミ建具	40		官庁営繕	
			50		BELCA	
		鋼製建具	30	OP 塗り	官庁営繕	
			40	OP 塗り	BELCA	
		木製建具	30		官庁営繕	フラッシュ戸
	30			BELCA	フラッシュ戸	
	その 他雑	便所スクリーン	65	テラゾーブロックパネル	官庁営繕	
30			テラゾーブロックパネル	BELCA	但し、関連仕上げによる影響大	
便所スクリーン		30	化粧鋼板パネル	官庁営繕		
		40	化粧鋼板パネル	BELCA		
吊戸棚		20	化粧鋼板パネル	BELCA		
流し台		(30)		官庁営繕	庁舎の修繕費算定資料より	
		20		BELCA		
FRP 制浴槽	15		官庁営繕			
ステンレス制浴槽	25		官庁営繕			
電気 設備	高圧 機器	高圧受電盤	25	屋内キュービクル	官庁営繕	
			30	屋内キュービクル	BELCA	
		高圧受電盤	25	屋外キュービクル	官庁営繕	
			20	屋外キュービクル	BELCA	
		配電盤	25		官庁営繕	
			30		BELCA	
		変圧器	30		官庁営繕	
	30			BELCA	屋内	
	コンデンサー	25		BELCA		
	自家 発電 機器	自家発電装置 (ディーゼルエンジン)	30		官庁営繕	エンジンは 25 年
			30	非常用	BELCA	
	直流 電源 装置	蓄電池 (鉛)	7	シール型・鉛 (HS)	官庁営繕	
			7	シール型・鉛 (HS)	BELCA	
蓄電池 (アルカリ)		25	シール形、AHH	官庁営繕		
		15	ホケットアルカリ	BELCA		
盤 類	動力制御盤	25		官庁営繕		
		30		BELCA		
	電灯分電盤	25		官庁営繕		
		30		BELCA		
	端子盤	30		官庁営繕		
		60		BELCA		
照明 器具	蛍光灯器具	20		官庁営繕		
		30		BELCA		
	白熱灯器具	20		官庁営繕		
		30		BELCA		
	誘導灯	20		官庁営繕		
		30		BELCA		
弱電 機器	電話交換機	15	電子ボタン電話装置	官庁営繕		
		30		BELCA		
	増幅器	20	ラック式	官庁営繕		

区 分	工種別	耐用年数	仕様等	出 典	備 考	
	スピーカー	25	ラック式	BELCA	放送用アンブ	
		20	天井埋込	官庁営繕		
		25	天井埋込	BELCA		
		インターフォン	20	親子式	官庁営繕	
			20	親子式	BELCA	
		電気時計	20	親子式	官庁営繕	
			25	親子式	BELCA	
		TV アンテナ	10		官庁営繕	マストは 20 年
			15	マスト共	BELCA	
		TV 増幅器	20		官庁営繕	
	15			BELCA		
	混合機、分岐器	20		官庁営繕		
		20		BELCA		
	自火報 機器	感知器	20	差動式	官庁営繕	
			20	差動式	BELCA	
		受信機	20	50L	官庁営繕	
	20		P-1 級 50L	BELCA		
	配線 器具 類	スイッチ	(30)	タンブラ-スイッチ	官庁営繕	庁舎の修繕費算定資料より
			20	P 付き	BELCA	
		コンセント	(30)		官庁営繕	庁舎の修繕費算定資料より
	20		P 付き	BELCA		
	配線 配管	電線類	30		官庁営繕	
			40	P 付き	BELCA	
		配管類	65	薄鋼電線管	官庁営繕	
			60	薄鋼電線管	BELCA	
ケーブルラック		65	鋼製	官庁営繕		
	60	鋼製	BELCA			
機 械 設 備	冷熱源 機器	鋼板製ボイラー	15		官庁営繕	
			15		BELCA	
		鋳鉄製ボイラー	30	蒸気	官庁営繕	
			25	蒸気	BELCA	
		煙管ボイラー	20		官庁営繕	
		ターボ冷凍機	20		官庁営繕	
			20		BELCA	
		往復動冷凍機	15		官庁営繕	
			15		BELCA	
		吸収式冷凍機	20		官庁営繕	
	20			BELCA		
	空気熱源 ヒートポンプチラー 冷却塔	15		官庁営繕		
		15		BELCA		
		13	FRP 対抗流	官庁営繕		
	空調 機類	エア-ハートリングユニット	20		官庁営繕	
			15		BELCA	
		パッケージ型空調機 (水冷式)	20		官庁営繕	
15				BELCA		
パッケージ型空調機 (空気熱源ヒートポンプ)		15		官庁営繕		
		15		BELCA		
冷・暖房 ユニット		ファンコイルユニット	20		官庁営繕	
	15		露出、床置	BELCA		
	ファンコンベクター	20		官庁営繕		
		15	露出、床置	BELCA		
全熱 交換機	全熱交換機	20	回転型	官庁営繕		
		15	回転型	BELCA		
	交換換気ユニット	20	天井埋込	官庁営繕		
		15	天井埋込	BELCA		
送排 風機	送風機	20	遠心式	官庁営繕		
		20	多翼ファン	BELCA		
	排煙機	25		官庁営繕		
		25	多翼ファン	BELCA		
ポンプ 類	揚水ポンプ	20		官庁営繕		
		15	多段	BELCA		
	冷温水ポンプ	20		官庁営繕		
		15		BELCA		
	給湯循環ポンプ	20		官庁営繕	モーターは 20 年	
		15	ラインポンプ	BELCA		

CASBEE とっとり

参考資料

補助資料

区 分	工種別	耐用年数	仕様等	出 典	備 考
	冷却水ポンプ	20		官庁営繕	
		15	渦巻	BELCA	
	雑排水ポンプ	15		官庁営繕	
		10	水中	BELCA	
	消火ポンプ	20	ユニット型	官庁営繕	
27		ユニット型	BELCA		
水槽	受水槽、高架水槽 (鋼板製)	20	パネル型	官庁営繕	
		25	パネル型	官庁営繕	
	受水槽、高架水槽 (FRP製)	20	パネル型	BELCA	
		30	パネル型	官庁営繕	
製缶類	オイルタンク (地下)	30		官庁営繕	
		25		BELCA	
	貯湯槽 (鋼板製)	20		官庁営繕	
		15		BELCA	
	貯湯槽 (ステンレス製)	25		官庁営繕	
15		BELCA			
配管	炭素鋼管(白) (給湯)	12		BELCA	
		30		官庁営繕	
	炭素鋼管(白) (排水・通気)	20		BELCA	
		30		官庁営繕	
	炭素鋼管(白) (消火)	25		BELCA	
		20		官庁営繕	
	炭素鋼管(白) (冷温水)	20		BELCA	
		20		官庁営繕	
	炭素鋼管(黒) (蒸気)	20		官庁営繕	
		20		BELCA	
	塩ビライニング鋼管 (給水)	25		官庁営繕	
		30		BELCA	
	銅 管 (給湯)	30	M	官庁営繕	
		15	M	BELCA	
	銅 管 (冷媒管)	30	L	官庁営繕	
		30	L	BELCA	
	ステンレス管 (給水、給湯)	30		官庁営繕	
		30		BELCA	
	ビニル管 (給水)	20	HVP	官庁営繕	
		30	HVP	BELCA	
	ビニル管 (排水)	30	VP	官庁営繕	
		25	VP	BELCA	
鋳鉄管 (排水)	40		官庁営繕		
	30		BELCA		
ヒューム管 (排水)	28		建築学会		
	40		官庁営繕		
	30		BELCA		
ダクト、 制気口	空調用ダクト	30		官庁営繕	
		30		BELCA	
	パン型吹出口	30		官庁営繕	
		20		BELCA	
	ユニバ [®] -サル型吹出口	30		官庁営繕	
20		VHS	BELCA		
湯沸器	ガス湯沸器	10		官庁営繕	
		10		BELCA	
	電気湯沸器	10		官庁営繕	
		10		BELCA	
消火 機器	屋内消火栓	30		官庁営繕	
		20		BELCA	
	送水口	30		官庁営繕	
		20		BELCA	
	ハロン消火噴霧ヘッド [*]	20		官庁営繕	
		25		BELCA	
ハロン消火起動装置	20		官庁営繕		
	25		BELCA		
衛生 器具	大便器	30	和風	官庁営繕	
		25	和風	BELCA	
	小便器	30		官庁営繕	

区分	工種別	耐用年数	仕様等	出典	備考	
昇降機	洗面器	30		BELCA		
		30		官庁営繕		
		25		BELCA		
		15		官庁営繕		
		15		官庁営繕		
	自動制御機器	検出器	15	電子式、温度	官庁営繕	
			10	電子式、温度	BELCA	
		調節器	15	電子式、温度	官庁営繕	
			10	電子式、温度	BELCA	
		操作器	12	電子式	官庁営繕	
			10	電子式	BELCA	
		制御盤	10		官庁営繕	
	中央監視盤	10		官庁営繕		
	エレベータ	エレベータ	30	一般型	官庁営繕	
25			規格型	BELCA		

本表は、(社)建築・設備維持保全推進協会「建築物のLC評価用データ集 改訂第4版」(平成20年3月1日、第1刷発行)の耐用年数一覧表の内、官庁営繕とBELCAの値を引用した。

【参考表】(前表に該当する値がない場合のみ、本表の値を使用する。)

区分	工種別	耐用年数	仕様等	出典	備考
建築躯体	鉄筋コンクリート	75年以上		依田	横浜三井物産ビル(明治44年竣工)の調査(1969)より
		117年		飯塚	電話局舎の減耗度調査より推定(建物の維持管理)
		50年以上		篠崎	約50年を経過した鉄筋コンクリート造の調査(大会梗概集'74)
		60年以上		櫻野	中性化の進み方を指標としたとき、通常のコンクリートの設計で耐久性は確保できる(ロングライフ建築に関する基礎的考察)
建築外部	屋根	アスファルト防水	押えコンクリート	建築学会	
			押えシタ-	NTT	
			保護層有り	小林	
	シート防水	20		小林	高分子シート防水
		20	露出	NTT	合成高分子系ルーフィングシート防水
	塗膜防水	15		小林	高分子塗膜防水
		20		NTT	ウレタン系 X1
	モルタル仕上げ	15	2回塗	建築学会	モルタルの耐用年数
		15	2回塗	NTT	モルタルの耐用年数
		15		小林	モルタルの耐用年数
	タイル	10		建築学会	タイルの耐用年数
		10		NTT	タイルの耐用年数
		10		小林	タイルの耐用年数
	外壁	石貼	25	花崗岩	建築学会
25			花崗岩	NTT	
25			花崗岩	小林	
タイル貼		50	乾式長方形素焼	建築学会	一部テラコッタ仕様を含む
		60	4.7cm角	NTT	
		50	磁器	小林	
合成樹脂吹付		25		建築学会	リシン仕上げ
	25	モルタル下地	NTT	リシン仕上げ	
	25		小林	リシン仕上げ	
カーテンウォール	アルミ製	40		小林	
外部天井(軒天)	ボード貼	25	プラスチック	建築学会	
外部建具	スチール建具	35		建築学会	
		50		NTT	
		30		小林	
	アルミ製建具	40		小林	
	鉄部合成樹脂ペイント塗	5		NTT	
6			小林		
外部雑	屋上手摺	25	金網	建築学会	鉄骨柱共

CASBEE とつとり

参考資料

補助資料

区分	工種別	耐用年数	仕様等	出典	備考	
建築 内部	(スチール製)	25	金網	小林		
	鉄製避難階段	30	アルミ製	小林		
	床	テラゾーブ ロック	30		建築学会	
			30		NTT	
	床	タイル貼	30	硬質	建築学会	
			30		NTT	
			30		小林	
	床	モルタル仕上	20	モルタル金鍍	建築学会	
			25	モルタル金鍍	NTT	
			20	モルタル金鍍	小林	
	床	塩ビタイル	20	モルタル下地	NTT	半硬質
			20	モルタル下地	小林	
	床	ビニル床シート	18	モルタル金鍍	建築学会	
			20	モルタル金鍍	NTT	
	床	カーペット	15	モルタル下地	小林	ニードルパンチ
	内 壁	テラゾーブ ロック	40		建築学会	
		タイル貼	30	白色細掛	建築学会	
			10		NTT	
			50		小林	
		モルタル仕上	20		建築学会	
			36		NTT	
	複層仕上塗材	10		NTT	塗料のみの耐用年数	
	ビニルクロス貼	10		NTT	クロスのみの耐用年数	
	天 井	ボード類	25	プラスターボード	建築学会	
			25		NTT	
			25		小林	
	内部 建具	アルミ建具	50		小林	
		鋼製建具	45		建築学会	
		木製建具	28		建築学会	フラッシュ戸
			30		NTT	
	木製建具	28		小林		
	その 他雑	便所スクリーン	40	テラゾーブロックパネル	建築学会	
		バスユニット	20		小林	マンションの修繕費（設備と管理 8804号）より
電気 設備	高圧 機器	高圧受電盤	25		建築学会	
			25		小林	
		配電盤	25		建築学会	
			25		小林	
		変圧器	25		建築学会	
			25		小林	
	コンデンサー	30		久保井		
		20		建築学会		
		20		小林		
	遮断器	25		久保井		
		20		久保井		
	25		BCS			
	自家 発電 機器	自家発電装置 (ディーゼルエンジン)	30	非常用	建築学会	エンジンは25年
30			非常用	小林		
20			非常用	久保井		
直流 電源 装置	蓄電池 (鉛)	10		建築学会		
		10		小林		
		7		久保井		
		13	シール型・鉛(HS)	BCS		
	蓄電池 (アルカリ)	15		久保井		
15	ホケットアルカリ	BCS				
盤 類	動力制御盤	25		建築学会		
		25		小林		
		20		久保井		
照明 器具	蛍光灯器具	10		建築学会		
		10		小林		
	白熱灯器具	15		建築学会		
		15		小林		
弱電 機器	増幅器	17		建築学会		
	スピーカー	18		建築学会		
	インターフォン	20	親機	建築学会		

区分	工種別	耐用年数	仕様等	出典	備考		
	電気時計	20	親機	小林			
		20	親機	建築学会			
		20	親子式	小林			
		15	親子式	久保井			
	自火報 機器	感知器	20	分布式	建築学会		
			20	差動式	小林		
		受信機	20	分布式	建築学会		
	配線器具 類	スイッチ	5		建築学会		
			6		小林		
			17		BCS		
		コンセント	6		建築学会		
			6		小林		
			16		BCS		
	配線 配管	電線類	20		建築学会		
			20		小林		
		配管類	20		建築学会		
			20		小林		
	機 械 設 備	冷熱源 機器	鋼板製ボイラー	25		建築学会	
				15		BCS	
			鋳鉄製ボイラー	10	セクショナルボイラー	小林	
20					久保井		
21.1				セクショナルボイラー	BCS		
煙管ボイラー			15		久保井		
			18.9		BCS		
ターボ冷凍機			25		小林		
			20		久保井		
			21.1		BCS		
往復動冷凍機		15		久保井			
		15		BCS			
吸収式冷凍機		15		久保井			
		17.5		BCS			
冷却塔		20		小林			
		13	FRP	久保井			
		14.4		BCS			
空調 機類		エア-ハンドリングユニット	15		小林		
			18		久保井		
			17.5		BCS		
	パッケ-ジ型空調機 (水冷式)	15	半密閉	久保井			
		13.4		BCS			
冷・暖房 ユニット	ファンコイルユニット	20		小林			
		18		久保井			
		15.8		BCS			
	ファンコンベクター- 鋳鉄製ラジエター	13.6		BCS			
		30		建築学会			
送排 風機	送風機	20		建築学会			
		20		小林			
		18		久保井			
		18.6	シロッコファン	BCS			
ポンプ 類	揚水ポンプ	15	タービンポンプ	建築学会	モーターは 20 年		
		15	タービンポンプ	小林	モーターは 20 年		
		15		久保井			
		17	シロッコファン	BCS			
	冷温水ポンプ	17		BCS			
		給湯循環ポンプ	15		建築学会	モーターは 20 年	
	15			小林	モーターは 20 年		
	雑排水ポンプ	15		建築学会	モーターは 20 年		
		15		小林	モーターは 20 年		
		15	水中	久保井			
12.9		水中	BCS				
消火ポンプ	27	タービン	建築学会	モーター：20 年、エンジン：25 年			
	27		小林	モーター：20 年、エンジン：25 年			
水槽	受水槽、高架水槽 (鋼板製)	20		建築学会			

CASBEE とっとり

参考資料

補助資料

区分	工種別	耐用年数	仕様等	出典	備考		
	受水槽、高架水槽 (FRP製)	20		小林			
	製缶類 貯湯槽 (鋼板製)	15		建築学会			
		15		小林			
		17.1		BCS			
	配管	貯湯槽 (ステンレス製)	18.7		BCS		
			炭素鋼鋼管(白) (給水)	20		建築学会	
				20		小林	
		18.1			BCS		
		炭素鋼鋼管(白) (給湯)	18		建築学会		
			18		小林		
			14.9		BCS		
		炭素鋼鋼管(白) (排水・通気)	18		建築学会		
			18		小林		
			18.4		BCS		
		炭素鋼鋼管(白) (消火)	20		建築学会		
			25		小林		
		炭素鋼鋼管(白) (冷温水)	18		BCS		
			炭素鋼鋼管(黒) (蒸気)	15		建築学会	
		17.8			BCS		
	銅管 (給湯)	18.3		BCS			
		鑄鉄管 (排水)	28		建築学会		
28			小林				
ヒューム管 (排水)	28		建築学会				
	ダクト、 制気口	空調用ダクト	20		建築学会		
20			小林				
湯沸器	ガス湯沸器	8.2		BCS			
衛生 器具	大便器	25	和風	建築学会			
		25	和風	小林			
	小便器	30		建築学会			
		30		小林			
	洗面器	25		建築学会			
25			小林				
昇 降 機	エレ ベータ	エレベータ	20		建築学会		
		20		小林			
		25		久保井			

本表は、(社)建築・設備維持保全推進協会「建築物のLC評価用データ集 改訂第4版」(平成20年3月1日、第1刷発行)の耐用年数一覧表の内、建築学会、NTT、小林、久保井、BCSの値を引用した。

2. 緑化面積の算定方法の詳細

①地上の緑化面積

樹木(高木・中木・低木)による緑化面積は、成長時の樹冠投影面積とする。地被植物の面積は、成長時に被覆する面積(地被植物で覆うことを計画した範囲の水平投影面積)とする。

※樹冠面積の算定方法

各自治体の緑化計画における緑化面積の算定方法は様々であり、樹冠面積の算定方法や樹種に応じたデータベースとして汎用的に整備されたものはない。高木・中木・低木の定義も各自治体が独自に設定しているケースが多い。

ここでは計画時の樹木と既存樹木について、CASBEE 独自の緑化面積の算定方法を示す。

ア. 計画時の樹冠面積の算定(参照:東京都「緑化計画の手引き」)

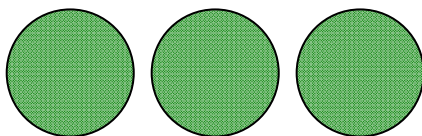
樹冠面積の算定方法は成育時の樹高に応じた樹冠面積が評価できる東京都「緑化計画の手引き」に倣い、下表のとおりとする。中木の成長時樹高が3m以上となった後は、高木と同様に扱う。

表 樹冠面積の定義

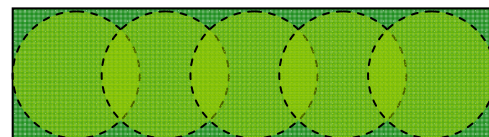
樹木区分	植栽時の樹高	成育時の樹高	樹冠面積
高木	2.0m 以上	3.0m 以上	$\pi \times (H \times 0.7 / 2)^2$
		3.0m 未満	3m ²
中木	1.2m 以上	2.0m	2m ²

イ. 既存樹木の樹冠面積の算定(一部参照:平塚市「事業場等の緑化の手引き」)

既存樹木が対象となる場合は、実際の樹冠の水平投影面積を計測する。この場合、複数の樹木が平行して林立し、樹幹が重なり合っている場合などは以下の方法により樹冠面積を求める。



樹冠が重なっていない場合:
(各樹木の樹冠面積の合計)



樹冠が重なっている場合:
(樹冠の外周を直線で囲んだ面積)

②屋上の緑地面積

樹木と地被植物を植栽した植栽基盤の面積を緑地面積とする。ただし、成長時の樹冠が植栽基盤外に及ぶ場合には、基盤外の樹冠投影部分を緑地面積に含めることができる。

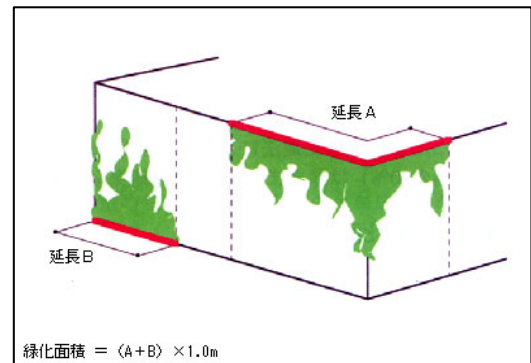
CASBEE とっとり

参考資料

補助資料

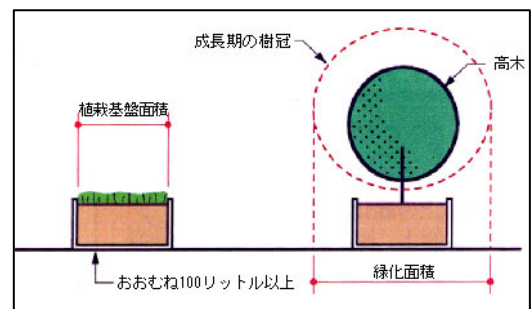
③壁面の緑地面積

直立している壁面については、緑化しようとする部分の水平延長に1mを乗じた面積とする。傾斜した壁面では、緑化しようとする部分の水平投影面積とする。地上から登坂させる緑化、屋上等壁面の上部から下垂させる緑化、壁面の植栽基盤を設置して行なう緑化も全て上記の面積算定とする。なお、同一壁面において、上記のいくつかの手法を併用して緑化する場合には重複して面積算定することはできない。ベランダ、バルコニーの壁面も同様である。



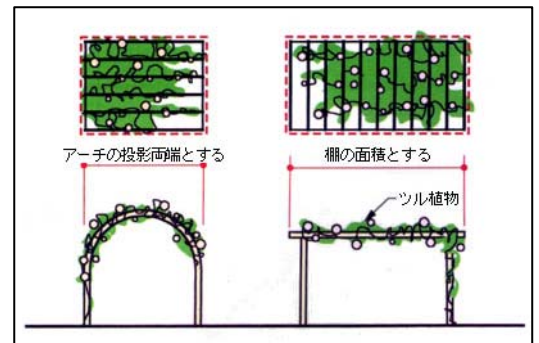
④可動式植栽基盤(プランターなど)の緑地面積

地上や屋上に、可動式植栽基盤を用いる場合は、容量がおおむね100リットル以上のものを対象とし、植栽基盤の面積を緑地面積とする。ただし、成長時の樹冠が植栽基盤外に及ぶ場合には基盤外の樹冠投影部分を緑地面積に含めることができる。また、壁面緑化に使用する場合には、壁面緑化の算定方法を適用する。



⑤棚ものの緑地面積

地上や屋上に、棚ものを設置する場合は、ツル植物が成長時に棚を被覆する面積(ツル植物で覆うことを計画した範囲の水平投影面積)とする。



⑥生垣の緑地面積

生垣の長さに幅を乗じた面積を緑地面積とする。ただし、生垣の幅は0.6mとして算定し緑地面積とすることができる。

<用語の説明>

【樹木】

樹木は、高木と低木、低木をいい、竹類を含む。

高木とは、幹が通常単幹で太くなり、枝状とは明確に区別され、樹高が高く伸びる樹木をいう。ここでいう高木の樹高については明確な基準がないが、植栽時の樹高、成長時の樹高がいずれも2mを超えるものとする。

中木とは、一般的に樹高が2mから3m程度の樹木をいうが、ここでいう中木の樹高については、植栽時が1.2m以上で成長時には概ね2m程度になるものとする(成長時に2m以上となる場合は高木として扱う)。

低木とは、十分に生育しても高く成長しない樹木で、通常は幹が発達しない株立状のものが多いが、幹が単一で株立状にならないものもある。ここでいう低木の樹高については、概ね2mに達しないものとする。

【地被植物】

地被植物は、芝、リュウノヒゲ、アイビー類、ササ類、シダ植物など、地面を面的に覆うものをいう。

【棚もの】

棚ものは、フジ棚、ブドウ棚、へちま棚など棚状に植物を仕立てるものをいい、アーチ状のものも含む。

【植栽基盤】

樹木や地被植物の生育基盤となり得る一定の厚みをもつ土壌等をいう。

【可動式植栽基盤】

可動式植栽基盤は、プランターやコンテナなどの容器に土壌等をいれて移動が可能な植栽基盤としたもので、安定的に設置する、容量が概ね 100 リットル以上のものを対象とする。

【樹冠・樹冠投影面積】

樹冠とは、樹木の上部についている枝と葉の集まりであり、樹冠投影面積は、樹木が成長した時点を想定した樹冠(成育時の樹冠)の水平投影面積とする。

【成育時の樹冠】

計画者が想定する、植栽後約 10 年を経過した、樹冠の成長範囲をいう。

【地上・屋上・壁面】

地上は、地面と一体となっている人工地盤を含む。

屋上は建物の屋根の部分であり、バルコニーやベランダの床面を含む。

壁面は、建築物の外壁面であり、バルコニーやベランダの外壁面を含む。

【開放水面】

池、せせらぎ等

3. 保水性舗装・透水性舗装の解説

保水性舗装は石炭灰、スラグ等を焼成したタイル、ブロック、レンガ等のことをいい、主に降雨・散水による水分を建材自身内部の空隙に保持しつつ数日間かけて大気へ蒸散させ、蒸散する際の気化熱による舗装等から放射される顕熱を潜熱へと変え、放熱を緩和するものを指す。舗装材の他、建築物に使用する建材も開発されている。

透水性舗装は、舗装の内部に連続した空隙がある断面構造を持ち、自然地盤と同様に雨水を浸透させる機能があるものを指す。建築物や一般のアスファルト舗装で失われた地盤の水循環再生に貢献し、晴天時に土中の水を地表面から蒸発させ、気化熱を奪うことにより、舗装面に打ち水をしたときと同じように表面の温度を低下させることができる。ただし、表面の仕上げ舗装だけでなく、下層も透水性がある断面仕様とする必要がある。

また、芝草などを利用した植栽舗装も透水性を確保する取組みとして評価される。

以下に関連情報が紹介されているホームページアドレスを示す。(2007 年 3 月現在)

「東京都のヒートアイランド対策」

(東京都環境局HP <http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/heat/>)

「建築物の環境配慮技術手引き～環境にやさしい建築を目指して～」

(大阪府住宅まちづくり部HP <http://www.pref.osaka.jp/koken/keikaku/kankyo/index.html>)

参考) 主な舗装材料の保水・透水性能

材料	用途	比重	吸水率 (%)	保水性能 (リットル/㎡)	透水機能	備考
セラミック タイル	バルコニー	1.6	12-16	6.0-12.9		
	ベランダ	1.6	12-15	6.0-10.5		
		-	-	2.0	○	プラスチック架台と併せる
	屋上	1.6	12-16	6.0-12.9		
	車庫	1.6	12-18	10.0-18.5		
	広場	1.6	15	12.0		
	歩道	1.6	13	14.8-19.8	○	
セラミック ブロック	駐車場	1.6-1.9	12-16	6.0-12.9		
	温室用床	1.9	12-15	10.0-12.0		廃ガラス再利用
	広場	1.6	12-16	6.0-12.9		
	歩道	1.6-1.9	12-18	10.0-18.5		
	車道	1.9	17.5	22.2-29.6		

※吸水率(%)=吸水量/絶乾重量=[保水性能(リットル/㎡)/(厚み(m)×比重×1000)]×100

4. 日射反射率、長波放射率の高い塗料や建材の解説

ヒートアイランド現象を形成する主な要因の一つとして、建築物や舗装面が日射から熱を取得し躯体や舗装面の温度があがり、日中その熱が大気に放出されることや、取得した熱を内部に蓄積し夜間の熱放出が大きくなることが挙げられる。そこで、建築物外壁や舗装面に太陽の熱を溜めないようにする対策技術として、日射反射率の高い塗料や建材や、長波放射率の高い塗料や建材の活用が推奨される。

日射反射率の高い建材とは、太陽光中の近赤外線領域を効率的に反射して、昼間の建築物外装・外構資材への蓄熱を抑制するものである。高反射率塗料に含まれる色材の特殊顔料が太陽光線を大きく反射して、屋根の表面温度の上昇を抑え、躯体や室内に熱が伝わることを防ぐ。日射反射率は塗装色によって日射反射率に差があり、効果にも差が生じることがある。

長波放射率の高い建材とは、日射により温度が上がった屋根面から熱が大気中に放射される際の熱放射量の大きい建材を指す。放射率が高い建材は、熱くなった屋根材から大気中に熱をたくさん放射するため、屋根材の温度の低下が早くなる。

以下に関連情報が紹介されているホームページアドレスを示す。(2007年3月現在)

「東京都のヒートアイランド対策」

(東京都環境局HP <http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/heat/>)

「建築物の環境配慮技術手引き～環境にやさしい建築を目指して～」

(大阪府住宅まちづくり部HP <http://www.pref.osaka.jp/koken/keikaku/kankyo/index.html>)

(クールルーフ推進協議会HP <http://www.coolroof.jp/>)

参考) 屋根、外壁材料の日射反射率及び長波放射率

材料・仕上げ		日射反射率 (ρ)	長波放射率 (ε)
非金属系	黒のアスファルト、スレート、ペイントなど	0.02~0.15	0.90~0.98
	赤色系のレンガ、タイル、コンクリート、石材など	0.2~0.35	0.85~0.95
	黄色系のレンガ、タイル、コンクリート、石材など	0.3~0.5	0.85~0.95
	白色系のレンガ、タイル、コンクリート、石材など	0.5~0.8	0.85~0.95
金属系	トタン板、磨き鉄板、鈍色の黄銅、銅、アルミニウムなど	0.35~0.6	0.20~0.30
	磨き黄銅、銅など	0.5~0.7	0.02~0.05
	よく磨いたアルミニウム、プリキ板など	0.6~0.9	0.02~0.04
塗料	白色ペイント	0.8	0.6
	アルミニウム顔料	0.4	0.5
	Black EPDM	0.06	0.86

(引用文献)

- 1) 谷本潤 荻島理他: 高保水性パッシブクーリングレンガの開発、日本建築学会技術報告集 No11、2000
- 2) 足永晴信他: 保水性建材を用いた市街地熱環境計画手法の開発、空気調和・衛生工学会学術講演会講演論文集、1996
- 3) 石川幸雄: 感温性ハイドゲルを用いたクールルーフの水分蒸発冷却効果に関する研究—クールルーフの熱性能実測一、日本太陽エネルギー学会・日本風力エネルギー協会合同研究発表会予稿集、2004
- 4) 光本和宏: 高反射率塗料・保水性建材のヒートアイランド現象緩和効果調査、東京都ヒートアイランド対策シンポジウム資料、2004.7
- 5) ASHRAE guide book、1969
- 6) Pacific Gas and Electric Company, High Albedo Roofs(Codes and Standards Enhancement Study), 2000

5. 複合用途建物における LR1 エネルギー評価

1. 複合用途における評価の考え方について

従来のCASBEEでは、複合用途建物の場合、LR1エネルギーの評価でも他の評価項目と同様に採点結果を床面積按分で全体評価としている。しかし、エネルギー消費量等は、必ずしも延べ床面積に比例しないので、エネルギー消費の合計値での評価とすべきである。特に、設備システムに関しては、用途により、実装される設備の種類が異なるため、用途によって必ずしも床面積に、エネルギー消費量は比例しない。

そこで、LR1においては、表 補5-1に示すとおり、面積按分でよいものとそうでないものに分類して評価体系を再整理し、設備システムの高効率化におけるエネルギー消費量に準じた評価手法を整理した。

表 補5-1 複合用途における LR1 エネルギーの評価方針

	複合用途における評価方針	備考
熱負荷抑制	用途ごとに評価結果を面積按分。	性能基準(PAL)のみで評価する場合でも、期間負荷は、床面積と少なからず比例関係にあるため、面積按分と同様の傾向にあるため、面積按分でもよい。
自然エネルギー利用	用途ごとに評価結果を面積按分。	もともと、自然エネルギー利用は、床面積当りの利用量での評価としているため、面積按分でも良い。
設備システムの高効率化	仕様基準(ポイント法)を含む場合; 評価結果(レベル1から5)をERRに置き換えて、標準的な建物の1次エネルギー消費量(レベル3相当)から合算評価。	集合住宅に関しては、従来どおり、各々の用途の設備システムの高効率化の評価を床面積按分で合算する。
	性能基準(ERR)のみで評価する場合; 対象建物及び基準となる1次エネルギー消費量の合計値から建物全体のERRを算定し、評価。	
効率的運用	用途ごとに評価結果を面積按分。	

CASBEE とっとり

参考資料

補助資料

2. 「LR1/3. 設備システムの高効率化」における評価方法

原則エネルギー消費量の合算で評価する。ERR以外の定性評価を含む場合も、エネルギー消費量に応じた評価とする。

(1) CEC値に基づく評価で無い場合は、採点レベルをERRの数値に置き換えて評価を行う。

レベル 1	ERR=-10%
レベル 2	ERR=-5%
レベル 3	ERR=0%
レベル 4	ERR=10%
レベル 5	ERR=25%

(2) 上記①による場合、表 補5-2に示す用途別1次エネルギー消費標準原単位(ERR=0%)を基準となる一次エネルギー消費量として、評価対象建物の一次エネルギー消費量(ET)を算定する。

$$ET=(1-ERR)\times ET_s \times Ar$$

ETs: 標準消費原単位

Ar: 延べ床面積

表 補 5-2 用途別 1 次エネルギー消費標準原単位 [MJ/m²年]

事務所等	物販店舗	飲食店等	ホテル等	病院等	学校等	集会所等	工場等
1936	3225	2923	2918	2399	1209	2212	330

(3) 建物全体のERRを計算する。

$$\text{複合用途 ERR} = 1 - \frac{k1 \times \text{用途①エネルギー消費量} + k2 \times \text{用途②エネルギー消費量} \dots}{\text{用途①基準となるエネルギー消費量} + \text{用途②基準となるエネルギー消費量} \dots}$$

※k1、k2は、各用途におけるエネルギー利用効率化設備による低減率

様式第 6 号（第 17 条関係）

年 月 日

建築物環境配慮計画書

職 氏 名 様

届出者（建築主） 住所
氏名 氏名 印
(法人にあっては名称及びその代表者の氏名)

鳥取県地球温暖化対策条例第 19 条第 1 項（第 20 条第 1 項）の規定により次のとおり提出します。

1 建築主	氏名 住所
2 設計者	資格 () 建築士 () 登録第 号 氏名 () 建築士事務所 () 登録第 号 事務所の所在地
3 建築物環境配慮計画書作成者	氏名
4 連絡先担当者	氏名 住所
5 建築物の名称及び所在地	(1) 名称 (2) 所在地
6 建築物の概要	(1) 工事種別 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 (2) 床面積 届出部分 () m ² (3) 用途区分 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 物販店 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> その他 (4) 構造 (5) 高さ及び階数 () m 地上 () 階、地下 () 階 (6) 工事着工予定年月日 年 月 日 (7) 工事完了予定年月日 年 月 日
7 建築物における温室効果ガスの排出の抑制等のため建築物について行う措置	
8 鳥取県建築物環境総合性能評価システムによる評価結果	
9 備考	

CASBEE とっとり
各種届出様式

- 注1 届出は建築物ごとに行ってください。
- 2 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- 3 6の欄の(1) 工事種別及び(3) 用途区分は、該当する□に「レ」マークを記入してください。
- 4 6の欄の(2) 床面積は、届出面積を記入してください。
- 5 7の欄は、当該建築物において、温室効果ガスの排出の抑制等を図るために、特に取り組んだ措置を記入してください。
- 6 本計画書には、次の図書及び書類を添付してください。

種類	明示すべき事項
(1) 配置図	縮尺、方位、隣地境界線、敷地内における建築物の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員、舗装仕上げ
(2) 付近見取図	方位、道路、目標となる地物
(3) 各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途・面積、有効採光面積、自然換気面積
(4) 立面図	縮尺、開口部の位置、屋根仕上げ、外壁仕上げ
(5) 断面図	縮尺、階高、各階の天井の高さ及び建築物の高さ、壁の断面詳細図
(6) エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第1項に基づく届出書に添付された省エネルギー計画書の写し	
(7) 鳥取県建築物環境総合性能評価システムによる評価結果に係る書類一式	建築物の名称及び建設地、評価の作成者及び確認者、建築物の用途、敷地面積、建築面積、延床面積、階数、構造、建築物の竣工年月(予定)、環境効率、環境品質における評価結果及び環境負荷の低減における評価結果、重点項目への取組における評価結果

様式第7号（第17条関係）

年 月 日

建築物環境配慮計画変更届出書

職 氏 名 様

住所
届出者（建築主） 氏名 印
(法人にあつては名称及びその代表者の氏名)

鳥取県地球温暖化対策条例第19条第4項（第20条第3項）の規定により次のとおり届け出ます。

1 建築主	氏名 住所
2 設計者	資格 () 建築士 () 登録第 号 氏名 () 建築士事務所 () 登録第 号 事務所の所在地
3 建築物環境配慮計画書作成者	氏名
4 連絡先担当者	氏名 住所
5 建築物の名称及び所在地	(1) 名称 (2) 所在地
6 建築物の概要	(1) 床面積 届出部分 () m ² (2) 高さ及び階数 () m 地上 () 階、地下 () 階 (3) 工事着工予定年月日 年 月 日 (4) 工事完了予定年月日 年 月 日
7 建築物における温室効果ガスの排出の抑制等のため建築物について行う措置	
8 鳥取県建築物環境総合性能評価システムによる評価結果	
9 建築物環境配慮計画書受付番号	第 号
10 変更概要	
11 備考	

CASBEE とっとり 各種届出様式

- 注1 届出は建築物ごとに行ってください。
- 2 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- 3 1～6 欄について、変更があった事項についてのみ記入してください。
- 4 6の欄の(1)床面積は、変更後の面積を記入してください。
- 6 6の欄の(2)高さ及び階数は、変更後の高さ又は階数を記入してください。
- 7 7の欄は、当該建築物において、温室効果ガスの排出の抑制等を図るために、特に取り組んだ措置を記入してください。
- 8 本届出書には、次の図書及び書類を添付してください。

種類	明示すべき事項
(1) 配置図	縮尺、方位、隣地境界線、敷地内における建築物の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員、舗装仕上げ
(2) 付近見取図	方位、道路、目標となる地物
(3) 各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途・面積、有効採光面積、自然換気面積
(4) 立面図	縮尺、開口部の位置、屋根仕上げ、外壁仕上げ
(5) 断面図	縮尺、階高、各階の天井の高さ及び建築物の高さ、壁の断面詳細図
(6) エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第1項に基づく届出書に添付された省エネルギー計画書の写し	
(7) 鳥取県建築物環境総合性能評価システムによる評価結果に係る書類一式	建築物の名称及び建設地、評価の作成者及び確認者、建築物の用途、敷地面積、建築面積、延床面積、階数、構造、建築物の竣工年月(予定)、環境効率、環境品質における評価結果及び環境負荷の低減における評価結果、重点項目への取組における評価結果

様式第8号（第17条関係）

年 月 日

建築物工事完了報告書

職 氏 名 様

届出者（建築主） 住所
氏名 氏名 印
(法人にあつては名称及びその代表者の氏名)

鳥取県地球温暖化対策条例第19条第4項(第20条第3項)の規定により次のとおり届け出ます。

1 建築主	氏名 住所
2 設計者	資格 ()建築士 ()登録第 号 氏名 ()建築士事務所 ()登録第 号 事務所の所在地
3 建築物環境配慮計画書作成者	氏名
4 連絡先担当者	氏名 住所
5 建築物の名称及び所在地	(1) 名称 (2) 所在地
6 建築物環境配慮計画書受付番号	第 号
7 建築物環境配慮計画変更届出書 受付番号	第 号
8 工事完了年月日	年 月 日
9 建築物における温室効果ガスの 排出の抑制等のため建築物につい て行う措置	
10 鳥取県建築物環境総合性能評 価システムによる評価結果	
11 建築物環境配慮計画又は変更 届書に係る変更事項	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 変更概要
12 備考	

CASBEE とっとり
各種届出様式

- 注1 届出は建築物ごとに行ってください。
- 2 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- 3 9の欄は、当該建築物において、温室効果ガスの排出の抑制等を図るために、特に取り組んだ措置を記入してください。
- 4 11の欄は、完了報告書提出時に、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、変更概要を記入してください。
- 5 本報告書には、次の図書及び書類を添付してください。

種類	明示すべき事項
(1) 配置図	縮尺、方位、隣地境界線、敷地内における建築物の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員、舗装仕上げ
(2) 付近見取図	方位、道路、目標となる地物
(3) 各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途・面積、有効採光面積、自然換気面積
(4) 立面図	縮尺、開口部の位置、屋根仕上げ、外壁仕上げ
(5) 断面図	縮尺、階高、各階の天井の高さ及び建築物の高さ、壁の断面詳細図
(6) エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第1項に基づく届出書に添付された省エネルギー計画書の写し	
(7) 鳥取県建築物環境総合性能評価システムによる評価結果に係る書類一式	建築物の名称及び建設地、評価の作成者及び確認者、建築物の用途、敷地面積、建築面積、延床面積、階数、構造、建築物の竣工年月、環境効率、環境品質における評価結果及び環境負荷の低減における評価結果、重点項目への取組における評価結果
(8) 県産材産地証明書	

鳥取県地球温暖化対策条例（抜粋）	鳥取県地球温暖化対策条例施行規則（抜粋）
<p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、大気中の温室効果ガスの濃度を適切な水準に安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることにかんがみ、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成8年鳥取県条例第19号）の基本理念にのっとり、地球温暖化対策に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、市町村との連携及び協力を図りつつ、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずることにより、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに県民の福祉に貢献することを目的とする。</p> <p>第6章 建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等</p> <p>（特定建築主の環境配慮計画）</p> <p>第19条 建築物の新築、増築、改築その他の行為（規則で定める規模又は内容のものに限る。以下「新築等」という。）をしようとする者（以下「特定建築主」という。）は、規則で定めるところにより、当該建築物における温室効果ガスの排出の抑制等に関する計画（以下「環境配慮計画」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 環境配慮計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>（1） 当該建築物の名称及び所在地</p> <p>（2） 当該建築物の用途及び概要</p> <p>（3） 当該建築物における温室効果ガスの</p>	<p>（建築物の規模等）</p> <p>第16条 条例第19条第1項の規則で定める規模は、床面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が2,000平方メートル以上とする。</p> <p>（環境配慮計画書等）</p> <p>第17条 条例第19条第1項の規定による環境配慮計画の作成は、建築物環境配慮計画書（様式第6号）により行うものとする。</p> <p>2 建築物環境配慮計画書の提出は、当該建築物の新築等に係る工事着手予定日の21日前までに行うものとする。</p>

<p>排出の抑制等のため、当該建築物について行う措置</p> <p>(4) その他当該建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等のため把握しておく必要があるものとして規則で定める事項</p> <p>3 知事は、第1項の規定により環境配慮計画が提出されたときは、速やかにその概要を公表するものとする。</p> <p>4 第1項の規定により環境配慮計画を提出した特定建築主は、当該建築物の新築等が完了するまでの間に、環境配慮計画について規則で定める変更をするときは、規則で定めるところにより、知事に届け出るとともに、当該新築等が完了したときは、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。</p> <p>5 第3項の規定は、前項の規定による届出又は報告があったときについて準用する。 (特定建築主以外の環境配慮計画)</p> <p>第20条 特定建築主以外の建築主は、環境配慮計画を作成し、知事に提出することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定により環境配慮計画が提出されたときは、速やかにその概要を公表するものとする。ただし、当該環境配慮計画を提出した建築主が公表を希望しないときは、この限りでない。</p> <p>3 前条第4項の規定は、第1項の規定により環境配慮計画を提出した建築主について準用する。この場合においては、前項の規定を準用する。</p>	<p>3 条例第19条第2項第4号の規則で定める事項は、知事が別に定める鳥取県建築物環境総合性能評価システムによる当該建築物の環境への配慮に係る性能に関する評価結果とする。</p> <p>4 条例第19条第4項（条例第20条第3項で準用する場合を含む。次項及び第6項において同じ。）の規則で定める変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 建築物の床面積が増加するもの</p> <p>(2) 前項に定める評価結果が、変更前と同等以上とならないもの</p> <p>5 条例第19条第4項の規定による変更の届出は、建築物環境配慮計画変更届出書（様式第7号）により、当該変更に係る工事に着手しようとする前に行うものとする。</p> <p>6 条例第19条第4項の規定による完了の報告は、建築物工事完了報告書（様式第8号）により、当該工事の完了後速やかに行うものとする。</p>
--	--

(環境配慮の指導等)

第21条 知事は、第19条第1項若しくは前条第

1項の規定による提出又は第19条第4項（前条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出若しくは報告を受けた場合において、当該提出又は届出若しくは報告に係る建築物について行われる温室効果ガスの排出の抑制等のための措置が十分でないと認めるときは、その建築主に対し、当該措置の見直しその他必要な措置を講じるよう指導するものとする。

2 知事は、特定建築主が次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定建築主に対し、必要な措置を講ずるよう勧告を行い、その旨を公表することができる。

(1) 第19条第1項の規定に違反して、環境配慮計画を提出しないとき。

(2) 第19条第4項の規定に違反して、環境配慮計画の変更の届出又は新築等の完了の報告をしないとき。

(3) 前項の規定による指導に従わないとき。

3 第11条第3項の規定は、前項の規定による勧告を行おうとするときについて準用する。この場合において、第11条第3項中「特定事業者」とあるのは「特定建築主」と読み替えるものとする。

第7章 雑則

(報告又は資料の提出等)

第22条 省略

2 知事は、第6章の規定の施行に必要な限度において、建築主に対し、その建築物の設計、施工若しくは維持保全に係る事項に関し報告させ、又は資料の提出を求めることができる。

(規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

CASBEE とっとり

鳥取県地球温暖化対策条例と施行規則（抜粋）

<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成21年6月1日から施行する。ただし、第3章、第6章、第22条及び附則第3項の規定は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>（エンジン停止条例の廃止）</p> <p>2 省略 （適用）</p> <p>3 第19条の規定は、平成22年4月1日以後にエネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第1項の規定による届出が提出される新築等について適用する。</p>	<p>（その他）</p> <p>第18条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条から第9条まで、第16条及び第17条の規定は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>（鳥取県駐停車時エンジン停止の推進に関する条例施行規則の廃止）</p> <p>2 省略</p>
---	---

CASBEE とっとり

鳥取県建築物総合環境性能評価システムを定める件

平成22年1月21日第200900122595号

鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課長通知

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則第17条第3項に規定する知事が別に定める鳥取県建築物環境総合性能評価システムについて

1 趣旨

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則（平成21年鳥取県規則第79号。以下「規則」という。）第17条第3項に規定する鳥取県建築物環境総合性能評価システムについて必要な事項を定める。

2 規則第17条第3項関係

規則第17条第3項に規定する鳥取県建築物環境総合性能評価システム（以下「CASBEE とっとり」という。）は、次のとおりとする。

(1) CASBEE とっとりは、財団法人建築環境・省エネルギー機構（昭和55年3月29日に財団法人住宅・建築省エネルギー機構という名称で設立された法人をいう。）に設けられた建築物の総合的環境評価研究委員会において開発された建築環境総合性能評価システム「CASBEE－新築（簡易版）」に、次に掲げる評価項目（以下「重点項目」という。）を加えたものとする。

- 一 県産材利用の推進
- 二 鳥取県認定グリーン商品利用の推進
- 三 自然エネルギーの変換利用の推進
- 四 敷地内緑化の推進

(2) CASBEE とっとりによる評価は、次の各号に定める評価方法によるものとする。

- 一 別表1（ア）欄に掲げる重点項目の評価は、次号の総合評価点を第三号の最高評価点で除した値とする。
- 二 総合評価点は、別表1（イ）欄に掲げる評価項目の区分ごとに、それぞれ同表（ウ）欄に掲げる評価方法により算出された数値が該当する同表（エ）欄に掲げる評価基準の区分に応じた同表（オ）欄に掲げる評価点の合計とする。
- 三 最高評価点は、別表1（イ）欄に掲げる評価項目（同表備考欄に掲げる評価を行わない場合に該当するものを除く。）の区分ごとに第二号の評価方法により与える（オ）欄に掲げる評価点のうち最も高い評価点の合計とする。

3 施行期日

この定めは、平成22年4月1日から施行する。

CASBEE とっとり

鳥取県建築物総合環境性能評価システムを定める件

別表 1

(ア) 重点項目	(イ) 評価項目	(ウ) 評価方法	(エ) 評価基準	(オ) 評価点
県産材利 用の推進	主要構造部	主要構造部の県産材使用率 (%) = 県産材使用量 (m ³) ／木材使用量 (m ³)	50%以上	5
			1%から 50%未満	3
			1%未満	0
	床材	床材の県産材使用率 (%) = 県産材使用面積 (m ²) / 木材 使用可能面積 (m ²)	50%以上	5
			1%から 50%未満	3
			1%未満	0
	腰壁	腰壁の県産材使用率 (%) = 県産材使用腰壁面積 (m ²) / 木材使用可能腰壁面積 (m ²)	50%以上	5
			1%から 50%未満	3
			1%未満	0
	外装材	外装材の県産材使用率 (%) = 県産材使用外壁面積 (m ²) ／木材使用可能外壁面積 (m ²)	50%以上	5
			1%から 50%未満	3
			1%未満	0
	総使用量	主要構造部・床材・腰壁・外 装材における県産材の総使 用量	30 m ³ 以上	5
			15 m ³ から 30 m ³ 未満	3
			1 m ³ から 15 m ³ 未満	1
			1 m ³ 未満	0
鳥取県認 定グリーン 商品利 用の推進	鳥取県認定 グリーン商 品利用の推 進	鳥取県認定グリーン商品認定要綱第3条第1項に規定する鳥取県認定グリーン商品(平成15年環管第29号鳥取県生活環境部環境管理推進課長通知)のうち使用している品目の数	建築資材等の品目を3種類以上、かつ、道路資材等及び農業・緑化材等の品目(以下「その他の品目」という。)と合わせて5種類以上	25
			建築資材等の品目を2種類以上、かつ、その他の品目と合わせて3種類以上	15
			建築資材等の品目を1種類以上、かつ、その他の品目と合わせて2種類以上	5
			上記のいずれにも該当しない	0
自然エネ ルギーの 変換利用 の推進	自然エネ ルギーの変換 利用の推進	別表2に掲げる取組のうち採用している取組の数	2つ以上の取組を建物の過半に採用	25
			いずれかの取組を建物の過半に採用	15
			いずれかの取組を建物の部分的に採用	5
			採用していない。	0

CASBEE とっとり

鳥取県建築物総合環境性能評価システムを定める件

敷地内緑化の推進	敷地内緑化の推進	別表3に掲げる取組のうち、採用している取組の区分に応じて与える評価ポイントの合計	評価ポイント13以上	25
			評価ポイント10から12	15
			評価ポイント7から9	10
			評価ポイント4から6	5
			評価ポイント0から3	0
備考				
次の各号に定めるものに該当する場合は、評価を行わないものとする。				
一 建築基準法（昭和25年法律第201号）第27条、第61条及び第62条により、主要構造部を木造とすることができないもの。				
二 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条により、腰壁に木材が使用できないもの。				
三 建築基準法第61条及び第62条により、外装材に木材が使用できないもの。				

別表2 自然エネルギーの変換利用の推進に係る取組

取組
電力設備に代わり、太陽光発電を利用したシステムが計画されている。
熱源設備において、温熱負荷低減に有効な太陽熱利用システムが計画されている。
熱源設備において、熱源効率の向上に有効な未利用熱システムが計画されている。
その他、自然を活用した有効なシステムが計画されている。

別表3 敷地内緑化の推進に係る取組

取組	評価ポイント
敷地とその周辺を含む生物環境に関する立地特性を把握している。	1
立地特性に基づいて生物環境の保全と創出に関わる計画方針を示している。	1
敷地内にある動植物、表土、水辺等の生物資源を保存している。	1
敷地内にあった動植物、表土、水辺等の生物資源を復元（再生）している。	1
外構面積の10%以上から20%未満を緑化し、なおかつ中高木を植栽している。	1
外構面積の20%以上から50%未満を緑化している。	2
外構面積の50%以上を緑化している。	3
建物緑化指数が0.05以上から0.2未満を示す建築物の緑化を行っている。	1
建物緑化指数が0.2以上を示す建築物の緑化を行っている。	2
敷地や建物の植栽条件に応じた適切な緑地づくりを行っている。	1
野生小動物の生息域の確保に配慮した緑地づくりを行っている。	1
地域の郷土種の保全に配慮した緑地づくりを行っている。	1
建物運用時における緑地等の維持管理に必要な設備を設置し、なおかつ管理方針を示している。	1
建物利用者や地域住民が生物とふれあい自然に親しめる環境や施設等を確保している。	1
上記の評価項目以外に生物環境の保全と創出に資する独自の取組を行っている。	1

CASBEE とっとり

鳥取県地球温暖化対策条例（全文）

鳥取県地球温暖化対策条例をここに公布する。

平成21年 3 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第36号

鳥取県地球温暖化対策条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）

第 2 章 総合的・計画的な地球温暖化対策の推進（第 5 条－第 7 条）

第 3 章 事業活動における温室効果ガスの排出の抑制等（第 8 条－第11条）

第 4 章 自動車等の使用に係る温室効果ガスの排出の抑制等（第12条－第16条）

第 5 章 電気機器等の使用等に係る温室効果ガスの排出の抑制等（第17条・第18条）

第 6 章 建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等（第19条－第21条）

第 7 章 雑則（第22条・第23条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、大気中の温室効果ガスの濃度を適切な水準に安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることにかんがみ、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成 8 年鳥取県条例第19号）の基本理念にのっとり、地球温暖化対策に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、市町村との連携及び協力を図りつつ、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずることにより、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに県民の福祉に貢献することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

（県の責務）

第 3 条 県は、県内における事業活動及び生活行動（以下「事業活動等」という。）が地球温暖化に影響を及ぼしていることを踏まえ、事業者及び県民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う自主的な活動を促進するため、教育・学習活動の支援、広報啓発その他必要な措置を講ずるとともに、事業者及び県民に対し温室効果ガスの排出の抑制等に関する指導を行うなど、本県の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、自らの事務及び事業における温室効果ガスの排出の抑制等のため、率先して次条第 2 項各号に掲げる事項の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

(事業者及び県民の責務)

第4条 事業者及び県民は、事業活動等が地球温暖化に影響を及ぼしていることを認識し、その在り方を見直し、事業活動等における温室効果ガスの排出の抑制等のための取組（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための取組を含む。）を自主的に行うよう努めるとともに、県が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力するものとする。

2 事業者及び県民は、温室効果ガスの排出の抑制等のため、第3章から第6章までに定めるところによるほか、その事業活動等において、次に掲げる事項を実践するよう努めるものとする。

(1) 廃棄物の発生を抑制するとともに、その再使用、再生利用その他廃棄物を削減するために必要な対策を推進すること。

(2) 太陽光その他の再生が可能なエネルギー（以下「再生可能エネルギー」という。）を積極的に利用すること。

(3) 森林の適切な管理、保全及び整備（以下「森林保全」という。）並びに県産材（県内の森林で伐採された原木を県内で加工した木材をいう。）その他の森林資源の利用の推進を図ること。

(4) 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける際には、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第2条第1項に規定する環境物品等を利用すること。

第2章 総合的・計画的な地球温暖化対策の推進

(対策計画の策定等)

第5条 知事は、本県の自然的社会的条件に応じた法第20条第2項に規定する施策並びに県の事務及び事業に関する法第20条の3第1項に規定する措置に関する計画（以下「対策計画」という。）を策定するものとする。

2 対策計画は、次に掲げる事項並びに法第20条の3第2項各号及び第3項各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 県内における温室効果ガス総排出量及び温室効果ガスの吸収量に関する目標

(2) 前号の目標を達成するために実施する施策に関する事項

(3) その他本県における地球温暖化対策の推進に必要な事項

3 知事は、地球温暖化の防止に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえて必要があると認めるときは、対策計画を変更するものとする。

4 知事は、対策計画の策定及び規則で定める変更にあたっては、法第20条の3第4項及び第6項から第9項までに定めるところによるほか、あらかじめ鳥取県環境審議会の意見を聴くものとする。

5 知事は、毎年1回、対策計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表するものとする。

(教育・学習活動の支援)

第6条 県は、事業者及び県民が地球温暖化対策の必要性等について理解を深めることがで

CASBEE とっとり

鳥取県地球温暖化対策条例（全文）

きるよう、職場、学校、地域、家庭その他の様々な場における地球温暖化の防止に関する教育・学習活動に対し、指導、助言、人材のあっ旋、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

（広報啓発）

第7条 県は、地球温暖化対策の必要性等について、事業者及び県民の理解を深めるため、各種の広報活動、啓発資料の作成及び配布その他必要な措置を講ずるものとする。

第3章 事業活動における温室効果ガスの排出の抑制等

（特定事業者の取組計画）

第8条 事業活動に伴い多量の温室効果ガスの排出をする者として規則で定めるもの（以下「特定事業者」という。）は、規則で定めるところにより、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等のための取組に関する計画（以下「取組計画」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

2 取組計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）当該事業活動に伴う温室効果ガス総排出量に関する目標
- （2）前号の目標を達成するために行う取組に関する事項
- （3）その他当該事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関し規則で定める事項

3 知事は、第1項の規定により取組計画が提出されたときは、速やかにその概要を公表するものとする。ただし、当該取組計画を提出した特定事業者（以下「計画事業者」という。）が公表を希望しない場合において、それが当該計画事業者の権利利益（法第21条の3第1項に規定する権利利益をいう。）が害されるおそれがあることその他正当な事由によるものであると認められるときは、この限りでない。

4 計画事業者は、取組計画について規則で定める変更をしたときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

5 計画事業者は、規則で定めるところにより、毎年、取組計画の達成状況を知事に報告しなければならない。

6 第3項の規定は、第4項の規定による届出又は前項の規定による報告があったときについて準用する。

（特定事業者以外の取組計画）

第9条 特定事業者以外の事業者は、取組計画を作成し、知事に提出することができる。

2 知事は、前項の規定により取組計画が提出されたときは、速やかにその概要を公表するものとする。ただし、当該取組計画を提出した事業者が公表を希望しないときは、この限りでない。

3 前条第4項及び第5項の規定は、第1項の規定により取組計画を提出した事業者について準用する。この場合においては、前項の規定を準用する。

（寄与的取組）

第10条 他の者の温室効果ガスの排出の抑制等（再生可能エネルギーの利用、森林保全その他の規則で定める方法によるものに限る。）に寄与するための取組であって規則で定めるものを行う事業者は、取組計画の作成又はその達成状況の報告に当たり、当該寄与に係る

温室効果ガスの排出削減量又は吸収量として規則で定めるところにより算定した量も自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減量とみなすことができる。

(取組の指導等)

第11条 知事は、第8条第1項若しくは第9条第1項の規定による提出又は第8条第4項若しくは第5項（これらの規定を第9条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出若しくは報告を受けた場合において、当該提出又は届出若しくは報告をした事業者が行う自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等のための取組（前条に規定する取組を含む。）が十分でないとき認めるときは、当該事業者に対し、当該取組の見直しその他必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

2 知事は、特定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該特定事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告を行い、その旨を公表することができる。

- (1) 第8条第1項の規定に違反して、取組計画を提出しないとき。
- (2) 第8条第4項の規定に違反して、取組計画の変更の届出をしないとき。
- (3) 第8条第5項の規定に違反して、取組計画の達成状況の報告をしないとき。
- (4) 前項の規定による指導に従わないとき。

3 知事は、前項の規定による勧告を行おうとするときは、あらかじめ鳥取県環境審議会の意見を聴くものとする。この場合においては、その特定事業者に対し、鳥取県環境審議会において弁明する機会を付与する。

第4章 自動車等の使用に係る温室効果ガスの排出の抑制等

(公共交通機関等の利用)

第12条 自動車等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）を使用する者は、自動車等（公共交通機関として使用されるものを除く。次項において同じ。）の使用に代えて、公共交通機関、自転車その他の温室効果ガスの排出がより少ない交通手段を利用するよう努めるものとする。

2 自動車等を使用して通勤又は業務を行う従業員を雇用する事業者は、当該従業員に通勤又は業務における自動車等の使用を控えさせるため必要な取組を行うよう努めるものとする。

(駐停車中のエンジン停止)

第13条 自動車等を運転する者は、その駐車（自動車等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること、又は自動車等が停止し、かつ、当該自動車等の運転をする者がその自動車等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。以下同じ。）又は停車（自動車等が停車することで駐車以外のものをいう。以下同じ。）中は、信号機（道路交通法（昭和35年法律105号）第2条第1項第14号に規定する信号機をいう。）の表示する信号に従う場合、渋滞による場合その他規則で定める場合を除き、当該自動車等のエンジンを停止するものとする。

2 事業活動に自動車等を使用する事業者は、当該自動車等を運転する者に前項の規定を遵守させるため必要な取組を行うよう努めるものとする。

CASBEE とっとり

鳥取県地球温暖化対策条例（全文）

- 3 自動車等を駐車するための施設又は保管するための施設を設置し、又は管理する者は、当該施設を利用する者に対し、駐車中はそのエンジンを停止しなければならないことを看板の掲出その他の方法により周知するものとする。

（推進事業者等の認証）

第14条 知事は、事業活動に使用されている自動車等の駐車又は停車中におけるエンジンの停止について、規則で定めるところにより、その推進に積極的に取り組むと認められる事業者を、その者からの申請に基づき、駐停車時エンジン停止推進事業者として認証するものとする。この場合においては、当該事業者の氏名（事業者が団体である場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び当該取組を推進する事業所の所在地を公表する。

- 2 知事は、事業活動に使用されていない自動車等（事業活動に使用される自動車等が、事業活動以外に使用されている場合における当該自動車等を含む。）の駐車又は停車中におけるエンジンの停止について、規則で定めるところにより、その推進に積極的に取り組むと認められる者を、その者からの申請に基づき、駐停車時エンジン停止推進者として認証するものとする。

（適正な整備等）

第15条 自動車等を使用する者は、当該自動車等を適正に整備し、及び適切に運転して、温室効果ガスの排出を最少限にとどめるよう努めるものとする。

- 2 自動車等を使用する者は、温室効果ガスの排出量がより少ない自動車等の使用に努めるものとする。

（自動車販売時の説明）

第16条 自動車（過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けていないものに限る。以下同じ。）の販売業を県内の店舗において営む者は、自動車を購入しようとする者に対し、当該自動車の温室効果ガスの排出量その他規則で定める事項を説明するものとする。

第5章 電気機器等の使用等に係る温室効果ガスの排出の抑制等

（省エネルギー型機器の使用）

第17条 電気、ガスその他のエネルギー（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）を消費する機械器具等（以下「電気機器等」という。）を使用する者は、エネルギーの消費量との対比における性能（以下「省エネルギー性能」という。）がより高いものを使用するよう努めるものとする。

（省エネルギー性能の説明）

第18条 電気機器等（県内において多数が使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費するものとして規則で定めるものに限る。）の販売業を県内の店舗において営む者は、当該店舗に陳列した当該電気機器等の見やすい位置に、その省エネルギー性能に関する表示（規則で定めるものに限る。）を行い、当該電気機器等を購入しようとする者に対し、その省エネルギー性能について説明するものとする。

第6章 建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等

(特定建築主の環境配慮計画)

第19条 建築物の新築、増築、改築その他の行為(規則で定める規模又は内容のものに限る。以下「新築等」という。)をしようとする者(以下「特定建築主」という。)は、規則で定めるところにより、当該建築物における温室効果ガスの排出の抑制等に関する計画(以下「環境配慮計画」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

2 環境配慮計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 当該建築物の名称及び所在地

(2) 当該建築物の用途及び概要

(3) 当該建築物における温室効果ガスの排出の抑制等のため、当該建築物について行う措置

(4) その他当該建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等のため把握しておく必要があるものとして規則で定める事項

3 知事は、第1項の規定により環境配慮計画が提出されたときは、速やかにその概要を公表するものとする。

4 第1項の規定により環境配慮計画を提出した特定建築主は、当該建築物の新築等が完了するまでの間に、環境配慮計画について規則で定める変更をするときは、規則で定めるところにより、知事に届け出るとともに、当該新築等が完了したときは、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

5 第3項の規定は、前項の規定による届出又は報告があったときについて準用する。

(特定建築主以外の環境配慮計画)

第20条 特定建築主以外の建築主は、環境配慮計画を作成し、知事に提出することができる。

2 知事は、前項の規定により環境配慮計画が提出されたときは、速やかにその概要を公表するものとする。ただし、当該環境配慮計画を提出した建築主が公表を希望しないときは、この限りでない。

3 前条第4項の規定は、第1項の規定により環境配慮計画を提出した建築主について準用する。この場合においては、前項の規定を準用する。

(環境配慮の指導等)

第21条 知事は、第19条第1項若しくは前条第1項の規定による提出又は第19条第4項(前条第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出若しくは報告を受けた場合において、当該提出又は届出若しくは報告に係る建築物について行われる温室効果ガスの排出の抑制等のための措置が十分でないと認めるときは、その建築主に対し、当該措置の見直しその他必要な措置を講じるよう指導するものとする。

2 知事は、特定建築主が次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定建築主に対し、必要な措置を講ずるよう勧告を行い、その旨を公表することができる。

(1) 第19条第1項の規定に違反して、環境配慮計画を提出しないとき。

(2) 第19条第4項の規定に違反して、環境配慮計画の変更の届出又は新築等の完了の報告をしないとき。

(3) 前項の規定による指導に従わないとき。

CASBEE とっとり

鳥取県地球温暖化対策条例（全文）

- 3 第11条第3項の規定は、前項の規定による勧告を行おうとするときについて準用する。
この場合において、第11条第3項中「特定事業者」とあるのは「特定建築主」と読み替えるものとする。

第7章 雑則

（報告又は資料の提出等）

第22条 知事は、第3章の規定の施行に必要な限度において、事業活動に伴い温室効果ガスを排出する者に対し、その事業活動の状況に関し報告させ、又は資料の提出を求めることができる。

- 2 知事は、第6章の規定の施行に必要な限度において、建築主に対し、その建築物の設計、施工若しくは維持保全に係る事項に関し報告させ、又は資料の提出を求めることができる。
（規則への委任）

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年6月1日から施行する。ただし、第3章、第6章、第22条及び附則第3項の規定は、平成22年4月1日から施行する。

（エンジン停止条例の廃止）

- 2 鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例（平成16年鳥取県条例第46号。以下「エンジン停止条例」という。）は、廃止する。

（適用）

- 3 第19条の規定は、平成22年4月1日以後にエネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第1項の規定による届出が提出される新築等について適用する。

（エンジン停止条例の廃止に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の際現にエンジン停止条例第8条第1項の規定による認証を受けている事業者は、当該認証に係る事業所について、第14条第1項の規定による認証を受けているものとみなす。

- 5 この条例の施行の際現にエンジン停止条例第8条第2項の規定による認証を受けている者は、第14条第2項の規定による認証を受けているものとみなす。

（検討）

- 6 知事は、この条例の目的を達成するため、地球温暖化の防止に係る技術水準の向上、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要があると認められるときは、所要の措置を講ずるものとする。

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則をここに公布する。

平成 21 年 10 月 23 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第 79 号

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、鳥取県地球温暖化対策条例（平成 21 年鳥取県条例第 36 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）で使用する用語の例による。

（対策計画の変更）

第 3 条 条例第 5 条第 4 項の規則で定める変更は、同条第 2 項第 1 号に掲げる県内における温室効果ガス総排出量及び温室効果ガスの吸収量に関する目標に係るものとする。

（特定事業者）

第 4 条 条例第 8 条第 1 項の規則で定める特定事業者は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

（1）県内に設置しているすべての工場又は事務所その他の事業場（以下「工場等」という。）における

燃料（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネ法」という。）

第 2 条第 2 項に規定する燃料をいう。）並びに他人から供給された熱（省エネ法第 2 条第 1 項に規定する熱をいう。）及び他人から供給された電気（省エネ法第 2 条第 1 項に規定する電気をいう。）の使用

量をそれぞれエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和 54 年通商産業省令第 74 号）第 4

条の規定により原油の数量に換算した量を合算した量（以下「原油換算エネルギー使用量」という。）

が前年度において 1,500 キロリットル以上である事業者

（2）省エネ法第 19 条第 1 項に規定する連鎖化事業を行う者のうち、当該者が県内に設置しているすべ

ての工場等及び当該連鎖化事業に加盟する者が県内に設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場

等における原油換算エネルギー使用量が前年度において 1,500 キロリットル以上である事業者

（3）道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車運送事業を営む者であっ

て、使用の本拠の位置を県内に登録している自動車の前年度の末日における総数が、次に掲げる要件の

いずれかに該当する事業者

ア 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車（被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。）を除く。）の数が 200 台以上であること。

イ 道路運送法第 3 条第 1 号に規定する一般旅客自動車運送事業（同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の用に供する自動車の数が 200 台以上であること。

ウ 道路運送法第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の数が 350 台以上であること。

（取組計画）

第 5 条 条例第 8 条第 1 項の規定による取組計画の作成は、取組計画を提出する日の属する年度の初日から当該年度の翌々年度の末日まで（以下「計画期間」という。）を対象とし、事業者取組計画書（様式第 1 号）に温室効果ガス排出量内訳書（様式第 2 号）を添付して行うものとする。

2 条例第 8 条第 1 項の規定による取組計画の提出は、計画期間の初年度の 7 月末日までに行うものとする。

第 6 条 条例第 8 条第 2 項第 3 号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

（1）条例第 10 条の取組

（2）地球温暖化対策に資する社会貢献活動

（取組計画の変更）

第 7 条 条例第 8 条第 4 項（条例第 9 条第 3 項で準用する場合を含む。次項において同じ。）の規則で定め

CASBEE とっとり

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則（全文）

る変更は、次に掲げるものとする。

(1) 工場等の新たな設置及び廃止に係る変更

(2) 条例第8条第2項第1号に規定する当該事業活動に伴う温室効果ガス総排出量に関する目標に係る変更（前号の規定に該当するものを除く。）

2 条例第8条第4項の規定による変更の届出は、変更後速やかに当該変更の内容を反映させて内容を修正した第5条第1項に規定する書類を提出して行うものとする。

(達成状況の報告)

第8条 条例第8条第5項（条例第9条第3項で準用する場合を含む。）の規定による報告は、事業者達成状況報告書（様式第3号）により、計画期間内の各年度について、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。

(寄与的取組)

第9条 条例第10条の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

(1) 再生可能エネルギーの利用

(2) 森林保全

(3) 電気、ガスその他のエネルギーの使用の合理化

2 条例第10条の規則で定める取組は、次の表の左欄に掲げる取組とし、同条の規定により自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減量とみなすことができる量は、同表の左欄に掲げる取組に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる算定方法により算定した量とする。

<p>(1) 再生可能エネルギーの利用による電力又は熱の供給</p>	<p>ア 再生可能エネルギーの利用により供給された電力については、当該電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に、当該電気の1キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号。以下この表において「省令」という。）第2条第4項に定める係数を乗じて算定した量</p> <p>イ 再生可能エネルギーの利用により供給された熱については、当該熱の量（ギガジュールで表した量をいう。）に、当該熱の1ギガジュール当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として省令第2条第6項に定める係数を乗じて算定した量</p>
<p>(2) 再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素の排出削減の量又はこれに換算することができる価値の量を表すもの（知事が別に定める認証制度による認証を受けたものに限る。）の購入</p>	<p>認証された二酸化炭素の排出削減の量又は認証された価値の量を知事が別に定める方法により二酸化炭素排出削減量に換算した量</p>
<p>(3) 森林保全による二酸化炭素吸収量を表すもの（知事が別に定める認証制度による認証を受けたものに限る。）の購入</p>	<p>認証された二酸化炭素吸収量</p>
<p>(4) 電気、ガスその他のエネルギーの使用の合理化による二酸化炭素の排出削減の量又はこれに換算することができる価値の量を表すもの（知事が別に定める認証制度による認証を受けたものに限る。）の購入</p>	<p>認証された二酸化炭素の排出削減の量又は認証された価値の量を知事が別に定める方法により二酸化炭素排出削減量に換算した量</p>

(駐停車中のエンジン停止の適用除外)

第10条 条例第13条第1項の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

CASBEE とっとり

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則（全文）

- (1) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）その他法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため、自動車等を一時停止する場合
- (2) 道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 13 条に規定する自動車として使用する場合
- (3) 警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 2 条第 1 項に規定する警察の責務遂行のために自動車等を使用する場合
- (4) 災害救助、医療活動その他県民の生命又は身体を保護するために自動車等を使用する場合
- (5) 駐停車時エンジン停止（自動車等が駐車し、又は停車している間に当該自動車等のエンジンを停止することをいう。以下同じ。）を実施することにより、自動車等の客室内の温度が著しく高温又は低温になり、乗員、乗客又は同乗者の健康又は安全に危害を及ぼすおそれがある場合
- (6) 乗合自動車停車所、停車帯又はこれらに類する施設がない場所で、乗客又は同乗者が乗降するために自動車等を停車する場合
- (7) 土木工事として行われる作業、貨物の冷蔵その他走行以外の用途を有する自動車等において、駐車又は停車の間に当該自動車等のエンジンを当該用途の動力として使用する場合（自動車等の客室内の冷房又は暖房を行うために使用する場合を除く。）
- (8) 駐停車時エンジン停止を実施する時間が短時間（ディーゼルエンジンの場合にあつてはおおむね 30 秒以下、その他のエンジンの場合にあつてはおおむね 10 秒以下をいう。）となる場合
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、駐停車時エンジン停止を実施しないことについてやむを得ない事情があると認められる場合

（駐停車時エンジン停止推進事業者）

第 11 条 条例第 14 条第 1 項の規定による駐停車時エンジン停止推進事業者（以下「推進事業者」という。）の認証は、次の各号のいずれかに該当する法人等の中から知事が行うものとする。

- (1) 県内において事業活動を行う法人
- (2) 県内において事業活動を行う個人
- (3) 県内において事業活動を行う団体（第 1 号に掲げる法人を除く。）

2 条例第 14 条第 1 項の規定による申請は、駐停車時エンジン停止推進事業者認証申請書（様式第 4 号）に知事が別に定める実施計画書を添付して行うものとする。

3 知事は、条例第 14 条第 1 項の規定により推進事業者の認証をしたときは、前項の申請書を提出した者に、認証証明書を交付するものとする。

4 推進事業者の認証を受けた者（以下この条において「認証事業者」という。）は、第 2 項の申請書に記載した事項を変更しようとするときは、変更の内容を記載した書面に前項の認証証明書の写しを添付し、知事に提出するものとする。

5 認証事業者は、毎年度の取組状況について、翌年度の 4 月末日までに知事が別に定める実績報告書を知事に提出するものとする。

6 知事は、前項の実績報告書が提出されないとき、又は取組状況が十分でないときと認めるときは、認証事業者に必要な助言又は指導を行うものとする。

7 知事は、前項の指導に従わない認証事業者について、推進事業者の認証を取り消すことができる。

8 知事は、前項の取消しを行う場合は、理由を付して認証事業者にその旨を通知するものとする。

9 推進事業者の認証が取り消された者は、速やかに第 3 項の認証証明書を知事に返納しなければならない。

10 認証事業者は、自らその認証の取消しを希望するときは、その旨及びその理由を記載した書面に第 3 項の認証証明書を添付して、知事に届け出るものとする。

（駐停車時エンジン停止推進者）

第 12 条 条例第 14 条第 2 項の規定による駐停車時エンジン停止推進者（以下この条において「推進者」という。）の認証は、次のいずれかに該当する個人等の中から知事が行うものとする。

- (1) 県内において自動車等の運転を行う個人
- (2) 県内において自動車等の運転を行う個人により構成される団体（前条第 1 項第 1 号の法人を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、前条第 1 項第 2 号の個人又は第 3 号の団体で推進事業者の認証を受けたものは、推進者の認証を受けることができない。

CASBEE とっとり

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則（全文）

- 3 条例第 14 条第 2 項の規定による申請は、駐停車時エンジン停止推進者認証申請書（様式第 5 号）により行うものとする。
- 4 知事は、条例第 14 条第 2 項の規定により推進者の認証をしたときは、前項の申請書を提出した者に認証証明書を交付するものとする。
- 5 推進者の認証を受けた者は、自らその認証の取消しを希望するときは、その旨及びその理由を記載した書面に前項の認証証明書を添付して知事に届け出るものとする。

（自動車販売時の説明）

第 13 条 条例第 16 条の規則で定める事項は、燃料の種別及び省エネ法第 80 条第 1 号に規定するエネルギー消費効率とする。

（電気機器等）

第 14 条 条例第 18 条の規則で定める電気機器等は、次に掲げるものとする。

- （1） エアコンディショナー（エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和 54 年政令第 267 号。以下「省エネ法施行令」という。）第 21 条第 2 号に規定するエアコンディショナーのうち、直吹きで壁掛け形のをいう。）
- （2） テレビジョン受信機（省エネ法施行令第 21 条第 4 号に規定するテレビジョン受信機をいう。）
- （3） 電気冷蔵庫（省エネ法施行令第 21 条第 10 号に規定する電気冷蔵庫をいう。）
- （4） 電気便座（省エネ法施行令第 21 条第 16 号に規定する電気便座をいう。）
- （5） ジャー炊飯器（省エネ法施行令第 21 条第 19 号に規定するジャー炊飯器をいう。）
- （6） 照明器具（照明用途の発光ダイオードを主光源とする照明器具をいう。）
- （7） 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定めるもの

（省エネルギー性能情報に関する表示）

第 15 条 条例第 18 条の規則で定める省エネルギー性能に関する表示は、次に掲げるところにより行うものとする。

- （1） 前条第 1 号から第 5 号までに掲げる電気機器等については、省エネ法第 86 条の規定を実施するために経済産業省が別に定めた表示方法
- （2） 前条第 6 条に掲げる照明器具については、知事が別に定める方法により算定した年間消費電力量又は 1 年間使用した場合の目安となる電気料金（以下この号において「年間消費電力量等」という。）を照明用途の発光ダイオード以外の光源を主光源とする照明器具の年間消費電力量等と対比したもの
- （3） 前条第 7 号に掲げる電気機器等については、知事が別に定めるもの

（建築物の規模）

第 16 条 条例第 19 条第 1 項の規則で定める規模は、床面積（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が 2,000 平方メートル以上とする。

（環境配慮計画書等）

第 17 条 条例第 19 条第 1 項の規定による環境配慮計画の作成は、建築物環境配慮計画書（様式第 6 号）により行うものとする。

- 2 建築物環境配慮計画の提出は、当該建築物の新築等に係る工事着手予定日の 21 日前までに行うものとする。
- 3 条例第 19 条第 2 項第 4 号の規則で定める事項は、知事が別に定める鳥取県建築物環境総合性能評価システムによる当該建築物の環境への配慮に係る性能に関する評価結果とする。
- 4 条例第 19 条第 4 項（条例第 20 条第 3 項で準用する場合を含む。次項及び第 6 項において同じ。）の規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

- （1） 建築物の床面積が増加するもの
- （2） 前項に定める評価結果が、変更前と同等以上とならないもの

5 条例第 19 条第 4 項の規定による変更の届出は、建築物環境配慮計画変更届出書（様式第 7 号）により、当該変更に係る工事に着手しようとする前に行うものとする。

6 条例第 19 条第 4 項の規定による完了の報告は、建築物工事完了報告書（様式第 8 号）により、当該工事の完了後速やかに行うものとする。

（その他）

第 18 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条から第9条まで、第16条及び第17条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例施行規則の廃止)

- 2 鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例施行規則（平成17年鳥取県規則第6号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 第5条第2項の規定にかかわらず、平成22年度を初年度とする計画期間の取組計画の提出は、平成22年7月末日までに行うものとする。

様式第1号（第5条、第7条関係）

事業者取組計画書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 住所

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

鳥取県地球温暖化対策条例第8条第1項（第8条第4項、第9条第1項、第9条第3項）の規定により次のとおり提出します。

住所（主たる事業所の所在地）					
氏名（名称及び代表者の氏名）					
主たる業種					
該当する事業者要件	<input type="checkbox"/> 鳥取県地球温暖化対策条例施行規則第4条第1号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 鳥取県地球温暖化対策条例施行規則第4条第2号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 鳥取県地球温暖化対策条例施行規則第4条第3号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 特定事業者以外の事業者				
計画期間	年 月 ～ 年 月				
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （ ）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （ ）年度 （二酸化炭素換算）	増減率	
	排出量（1）	t	t	%	
	目標設定の考え方				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率
		二酸化炭素換算			%
		二酸化炭素換算			%
		二酸化炭素換算			%
	原単位の目標設定の考え方				
寄与的取組	取組区分	目標年度（計画）			
		実数値	二酸化炭素換算の削減量		
	再生可能エネルギーの利用による電力又は熱の供	(売電量)	kWh	t	
	(熱供給量)	GJ	t		

CASBEE とっとり

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則（全文）

	給			
	再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素の排出削減の量等を表すものの購入	(購入量)		t
	森林保全による二酸化炭素吸収量を表すものの購入	—	—	t
	電気、ガスその他のエネルギーの使用の合理化による二酸化炭素の排出削減の量等を表すものの購入	(購入量)		t
	削減量等合計(2)			t
差引排出量 (1) - (2)	基準年度(実績)	目標年度(計画)	増減率(計画)	
	t	t	%	
推進体制				
年度ごとの具体的な取組及び措置計画	年度	設備、対象、工程等	内容	
地球温暖化対策に資する社会貢献活動				
特記事項				

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

- 2 本計画書における温室効果ガス排出量は地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の 2 第 3 項に規定する「温室効果ガス算定排出量」の算定方法と同様の方法により算定した量をいいます。
- 3 本計画書は鳥取県内における事業活動について記載してください。
- 4 「主たる業種」には、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準として定める日本標準産業分類のうち中分類を記入してください。
- 5 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
- 6 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。
- 7 「特記事項」には、平成 2 年度（1990 年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達を採用などを記入してください。

様式第2号（第5条、第7条関係）

温室効果ガス排出量内訳書

事業者名						
工場等の主たる用途	<input type="checkbox"/> 工場	<input type="checkbox"/> 事務所	<input type="checkbox"/> 商業施設	<input type="checkbox"/> 医療施設	<input type="checkbox"/> 宿泊施設	
	<input type="checkbox"/> 教育施設	<input type="checkbox"/> 文化施設	<input type="checkbox"/> 運輸	<input type="checkbox"/> 通信施設	<input type="checkbox"/> 上下水道	
	<input type="checkbox"/> 廃棄物処理	<input type="checkbox"/> その他（ ）				
提出書類の区分		年度				
<input type="checkbox"/> 事業者取組計画書		<input type="checkbox"/> 基準年度（実績）（ ）年度				
<input type="checkbox"/> 事業者達成状況報告書		<input type="checkbox"/> 目標年度（計画）（ ）年度				
		<input type="checkbox"/> 報告年度（実績）（ ）年度				
温室効果ガス排出量						
燃料	エネルギー種別	単位	実数値	原油換算数量 (キロリットル)	二酸化炭素換算数 量 (トン)	
	揮発油(ガソリン)	キロリットル				
	灯油	キロリットル				
	軽油	キロリットル				
	A重油	キロリットル				
	液化石油ガス (LPG)	()				
	液化天然ガス (LNG)	()				
	都市ガス (CNGを含む。)	千立方メートル				
	産業用蒸気	ギガジュール				
	産業用蒸気以外の蒸気、温水、冷水	ギガジュール				
	上記以外のエネルギー	()	()			
		()	()			
		()	()			
	小計		—			
蒸気、温水、冷水の供給元						
電気	一般電気事業者	昼間買電	千キロワット時			
		夜間買電	千キロワット時			
	その他	上記以外の買電	()			
		自家発電	()			
	小計		—	—		
合計		—	—			
車両	年度末使用車両数	台	トラック	バス	タクシー	

CASBEE とっとり

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則（全文）

- 注1 該当する□には、レ印を記入してください。
- 2 本内訳書における原油換算数量は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第4条に規定する原油の数量への換算の方法により算定した量をいいます。
 - 3 本内訳書における二酸化炭素換算数量は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2第3項に規定する「温室効果ガス算定排出量」の算定方法と同様の方法により算定した量をいいます。
 - 4 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。
 - 5 燃料、蒸気、温水、冷水、電気等を販売している場合は、それに該当する数量を差し引いた実数値を記入してください。
 - 6 産業用蒸気とは、熱供給事業者以外から供給を受ける蒸気をいいます。
 - 7 一般電気事業者からの買電で、昼夜別契約をしていない場合は、全量昼間買電として計算してください。
 - 8 自家発電分は、実数値のみを記入してください。
 - 9 複数の工場等がある場合には、工場ごとに作成した本内訳書又は工場等ごとの燃料、電気及び車両の実数値を記載した書面を添付してください。

様式第3号（第8条関係）

事業者達成状況報告書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 住所

氏名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

鳥取県地球温暖化対策条例第8条第5項（第9条第3項）の規定により次のとおり提出します。

住所（主たる事業所の所在地）							
氏名（名称及び代表者の氏名）							
主たる業種							
該当する事業者要件	<input type="checkbox"/> 鳥取県地球温暖化対策条例施行規則第4条第1号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 鳥取県地球温暖化対策条例施行規則第4条第2号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 鳥取県地球温暖化対策条例施行規則第4条第3号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 特定事業者以外の事業者						
計画期間	年 月 ～ 年 月						
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （ ）年度 （二酸化炭素換算）	基準年度（計画） （ ）年度 （二酸化炭素換算）	増減率	報告年度（実績） （ ）年度 （二酸化炭素換算）	増減率	
	排出量 （1）	t	t	%	t	%	
	実績に対する自己評価						
原単位当たりの温室効果ガスの排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率	報告年度（実績）	増減率
		二酸化炭素換算			%		%
		二酸化炭素換算			%		%
		二酸化炭素換算			%		%
実績に対する自己評価							
寄与的取組	取組区分	目標年度（計画）			報告年度（実績）		
		実数値	二酸化炭素換算の削減量		実数値	二酸化炭素換算の削減量	
	再生可能エネルギーの利用による電力又は熱の供給	（売電量）	kWh	t	（売電量）	kWh	t
		（熱供給量）	GJ	t	（熱供給量）	GJ	t
	再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素の排出削減の量等を表すものの購入						
森林保全によ	—	—	t	—	—	t	

CASBEE とっとり

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則（全文）

	る二酸化炭素 吸収量を表す ものの購入					
	電気、ガスそ 他のエネル ギーの使用の 合理化による 二酸化炭素の 排出削減の量 等を表すもの の購入	(購入量)		t	(購入量)	t
	削減量等合計 (2)			t		t
差引排出量 (1) - (2)	基準年度 (実績)	目標年度 (計画)	増減率 (計画)	報告年度 (実績)	増減率 (実績)	
	t	t	%	t	%	
推進体制						
年度ごとの具 体的な取組及 び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	内容			
地球温暖化対 策に資する社 会貢献活動						
特記事項						

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

- 2 本計画書における温室効果ガス排出量は地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の 2 第 3 項に規定する「温室効果ガス算定排出量」の算定方法と同様の方法により算定した量をいいます。
- 3 本報告書は鳥取県内における事業活動について記載してください。
- 4 「主たる業種」には、統計法第 2 条第 9 項に規定する統計基準として定める日本標準産業分類のうち中分類を記入してください。
- 5 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
- 6 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。
- 7 「特記事項」には、平成 2 年度（1990 年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の採用などを記入してください。

様式第4号（第11条関係）

駐停車時エンジン停止推進事業者認証申請書

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 郵便番号

住所

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

駐停車時エンジン停止推進事業者の認証を受けたいので、鳥取県地球温暖化対策条例第14条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業者名等

認証を受ける事業者名	
所在地	
事業活動又はサービスの内容	

2 推進宣言

地球温暖化の防止に資するため、駐停車時において自動車のエンジンを停止する「アイドリングストップ運動」を推進します。また、継続的な改善を図り、この取組をより効果的なものとしていきます。

注 別に定める実施計画書を併せて提出すること。

様式第5号（第12条関係）

駐停車時エンジン停止推進者認証申請書

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 郵便番号

住所

氏名

印

電話番号

私は、鳥取県地球温暖化対策条例第13条及び第14条の規定を遵守し、駐停車時エンジン停止を実行することをここに宣言します。

ついては、駐停車時エンジン停止推進者の認証を受けたいので、鳥取県地球温暖化対策条例第14条第2項の規定により申請します。

CASBEE とっとり

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則（全文）

様式第6号（第17条関係）

建築物環境配慮計画書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者（建築主） 住所

氏名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

鳥取県地球温暖化対策条例第19条第1項（第20条第1項）の規定により次のとおり提出します。

1 建築主	氏名 住所
2 設計者	資格 （ ）建築士（ ）登録第 号 氏名 （ ）建築士事務所（ ）登録第 号 事務所の所在地
3 建築物環境配慮計画書作成者	氏名
4 連絡先担当者	氏名 住所
5 建築物の名称及び所在地	(1) 名称 (2) 所在地
6 建築物の概要	(1) 工事種別 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 (2) 床面積 届出部分（ ）m ² (3) 用途区分 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 物販店 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> その他 (4) 構造 (5) 高さ及び階数 （ ）m 地上（ ）階、地下（ ）階 (6) 工事着手予定年月日 年 月 日 (7) 工事完了予定年月日 年 月 日
7 建築物における温室効果ガスの排出の抑制等のため建築物について行う措置	
8 鳥取県建築物環境総合性能評価システムによる評価結果	
9 備考	

CASBEE とっとり

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則（全文）

- 注1 届出は建築物ごとに行ってください。
- 2 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- 3 6の欄の(1)の工事種別及び(3)の用途区分は、該当する□にレ印を記入してください。
- 4 6の欄の(2)の床面積は、届出面積を記入してください。
- 5 7の欄は、当該建築物において、温室効果ガスの排出の抑制等を図るために、特に取り組んだ措置を記入してください。
- 6 本計画書には、次の図書及び書類を添付してください。

種類	明示すべき事項
(1) 配置図	縮尺、方位、隣地境界線、敷地内における建築物の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員、舗装仕上げ
(2) 付近見取図	方位、道路、目標となる地物
(3) 各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途・面積、有効採光面積、自然換気面積
(4) 立面図	縮尺、開口部の位置、屋根仕上げ、外壁仕上げ
(5) 断面図	縮尺、階高、各階の天井の高さ及び建築物の高さ、壁の断面詳細図
(6) エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第1項に基づく届出書に添付された省エネルギー計画書の写し	
(7) 鳥取県建築物環境総合性能評価システムによる評価結果に係る書類一式	建築物の名称及び建設地、評価の作成者及び確認者、建築物の用途、敷地面積、建築面積、延床面積、階数、構造、建築物の竣工年月（予定）、環境効率、環境品質における評価結果及び環境負荷の低減における評価結果、重点項目への取組における評価結果

CASBEE とっとり

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則（全文）

様式第7号（第17条関係）

建築物環境配慮計画変更届出書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者（建築主） 住所

氏名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

鳥取県地球温暖化対策条例第19条第4項（第20条第3項）の規定により次のとおり届け出ます。

1 建築主	氏名 住所
2 設計者	資格 （ ）建築士（ ）登録第 号 氏名 （ ）建築士事務所（ ）登録第 号 事務所の所在地
3 建築物環境配慮計画書作成者	氏名
4 連絡先担当者	氏名 住所
5 建築物の名称及び所在地	(1) 名称 (2) 所在地
6 建築物の概要	(1) 床面積 届出部分（ ） m^2 (2) 高さ及び階数 （ ）m 地上（ ）階、地下（ ）階 (3) 工事着手年月日 年 月 日 (4) 工事完了予定年月日 年 月 日
7 建築物における温室効果ガスの排出の抑制等のため建築物について行う措置	
8 鳥取県建築物環境総合性能評価システムによる評価結果	
9 建築物環境配慮計画書受付番号	第 号
10 変更概要	
11 備考	

CASBEE とっとり

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則（全文）

注1 届出は建築物ごとに行ってください。

2 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

3 1～6 欄について、変更があった事項についてのみ記入してください。

4 6の欄の(1)の床面積は、変更後の面積を記入してください。

5 6の欄の(2)の高さ及び階数は、変更後の高さ又は階数を記入してください。

6 7の欄は、当該建築物において、温室効果ガスの排出の抑制等を図るために、特に取り組んだ措置を記入してください。

7 本届出書には、次の図書及び書類を添付してください。

種類	明示すべき事項
(1) 配置図	縮尺、方位、隣地境界線、敷地内における建築物の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員、舗装仕上げ
(2) 付近見取図	方位、道路、目標となる地物
(3) 各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途・面積、有効採光面積、自然換気面積
(4) 立面図	縮尺、開口部の位置、屋根仕上げ、外壁仕上げ
(5) 断面図	縮尺、階高、各階の天井の高さ及び建築物の高さ、壁の断面詳細図
(6) エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第1項に基づく届出書に添付された省エネルギー計画書の写し	
(7) 鳥取県建築物環境総合性能評価システムによる評価結果に係る書類一式	建築物の名称及び建設地、評価の作成者及び確認者、建築物の用途、敷地面積、建築面積、延床面積、階数、構造、建築物の竣工年月（予定）、環境効率、環境品質における評価結果及び環境負荷の低減における評価結果、重点項目への取組における評価結果

CASBEE とっとり

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則（全文）

様式第8号（第17条関係）

建築物工事完了報告書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者（建築主） 住所

氏名



（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

鳥取県地球温暖化対策条例第19条第4項（第20条第3項）の規定により次のとおり届け出ます。

1 建築主	氏名 住所
2 設計者	資格 （ ）建築士（ ）登録第 号 氏名 （ ）建築士事務所（ ）登録第 号 事務所の所在地
3 建築物環境配慮計画書作成者	氏名
4 連絡先担当者	氏名 住所
5 建築物の名称及び所在地	(1) 名称 (2) 所在地
6 建築物環境配慮計画書受付番号	第 号
7 建築物環境配慮計画変更届出書受付番号	第 号
8 工事完了年月日	年 月 日
9 建築物における温室効果ガスの排出の抑制等のため建築物について行う措置	
10 鳥取県建築物環境総合性能評価システムによる評価結果	
11 建築物環境配慮計画又は変更届出書に係る変更事項	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 変更概要
12 備考	

CASBEE とっとり

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則（全文）

- 注1 届出は建築物ごとに行ってください。
- 2 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- 3 9の欄は、当該建築物において、温室効果ガスの排出の抑制等を図るために、特に取り組んだ措置を記入してください。
- 4 11の欄は、完了報告書提出時に、該当する口にレ印を記入し、変更概要を記入してください。
- 5 本報告書には、次の図書及び書類を添付してください。

種類	明示すべき事項
(1) 配置図	縮尺、方位、隣地境界線、敷地内における建築物の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員、舗装仕上げ
(2) 付近見取図	方位、道路、目標となる地物
(3) 各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途・面積、有効採光面積、自然換気面積
(4) 立面図	縮尺、開口部の位置、屋根仕上げ、外壁仕上げ
(5) 断面図	縮尺、階高、各階の天井の高さ及び建築物の高さ、壁の断面詳細図
(6) エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第1項に基づく届出書に添付された省エネルギー計画書の写し	
(7) 鳥取県建築物環境総合性能評価システムによる評価結果に係る書類一式	建築物の名称及び建設地、評価の作成者及び確認者、建築物の用途、敷地面積、建築面積、延床面積、階数、構造、建築物の竣工年月（予定）、環境効率、環境品質における評価結果及び環境負荷の低減における評価結果、重点項目への取組における評価結果
(8) 県産材産地証明書	

- 本誌23頁から166頁、175頁から188頁、226頁から227頁については、財団法人建築環境・省エネルギー機構より許可を受けて、「CASBEE新築(簡易版)評価マニュアル」から転載しています。

Q1室内環境

- 1)「オフィスの室内環境評価法(普及版)」、室内環境フォーラム 監修、建設省建築研究所
- 2)「オフィスの室内環境評価法」、室内環境フォーラム、1994
- 3)「建物の遮音性能基準と設計指針(第2版)」、日本建築学会編、技報堂出版、1997
- 4)「建築設計資料集成1 環境」、日本建築学会編、1978
- 5)「空気調和・衛生工学会便覧3 空調設備設計篇」、空気調和・衛生工学会、1995
- 6)「建物の遮音設計資料」、日本建築学会編、技報堂出版、1988
- 7)「空調設備の消音設計」、板本守正 空調設備騒音研究会、理工学社、1976
- 8)「建築物における衛生的環境の確保に関する法律(通称:ビル管法)建築物環境衛生管理基準」
- 9)「病院空調設備の設計・管理指針(HEAS-02-1998)」、日本医療福祉設備協会
- 10)「学校保健法 学校環境衛生の基準」、文部科学省
- 11)「都立学校衛生基準表」
- 12)「建築設備設計基準 同要綱」、国土交通省
- 13)ANSI/ASHRAE-55-1992 ASHRAE STANDARD
- 14)空気調和・衛生工学便覧
- 15)日本住宅性能基準(住宅品質確保の促進等に関する法律)
- 16)「住宅品質確保の促進等に関する法律 日本住宅性能基準」
- 17)「昼光照明の計算法」、日本建築学会
- 18)「建築環境工学」、山田由紀子、培風館、1997
- 19)「実用教材建築環境工学」、山形一彰、彰国社
- 20)「オフィス照明技術指針」、(社)照明学会、2001
- 21)「オフィス照明技術指針JIIEG-008」、(社)照明学会、2002
- 22)「屋内照明基準JIES-008」、(社)照明学会、1999
- 23)JIS(日本工業規格)Z9110(1979)
- 24)「改正建築基準法技術的基準(政令・告示)案」
- 25)「学校環境衛生の基準」、文部科学省スポーツ・青年局
- 26)「室内化学汚染」、田辺新一
- 27)「ビルの環境衛生管理」、(財)ビル管理教育センター
- 28)「室内空気汚染のメカニズム」、池田耕一、鹿島出版会
- 29)「室内汚染とアレルギー」、吉川翠他、井上書院
- 30)「特集シックハウス完全対策バイブル」、建築知識、2001年3月
- 31)「ダニ・カビ・結露」、吉川翠他、井上書院
- 32)「空気調和・衛生工学会規格SHASE102換気基準 同解説」
- 33)Raymond J Cole,Nils Larsson,GBC'98:Building Assessment Manual, 1998
- 34)「設計に伴う建築法規のチェックポイント」、野村敏行、野村健吉著、彰国社
- 35)Cole,R.J.,Rousseau,D.,and Theaker,I.T.,Building Environment Performance Assessment Criteria:Version 1,-Office Buildings,The BEPAC Foundation,Vancouver,December 1993
- 36)US Green Building Council,LEED(Buildings:Leadership in Energy and Environmental Design),Rating System Version 2.0,Jun 2001

Q2サービス性能

- 37)「オフィスの室内環境評価法POEM-O普及版」、室内環境フォーラム編
- 38)「ニューオフィスミニマム」、(社)ニューオフィス推進協議会&オフィス基準・制度研究委員会、1994
- 39)「建築計画 設計計画の基礎と応用」、佐野暢紀、井上国博、山田信亮著、彰国社
- 40)「高速情報通信設備の導入について」、NPO光ファイバー普及推進協会、2005年5月
- 41)「ブロードバンド時代のマンション・オフィスビルの配管・配線設備ガイドブック」、NPO光ファイバー普及推進協議会、2006年7月
- 42)「先端のバリアフリー環境」小川信子、野村みどり、阿部洋子、川内美彦、中央法規
- 43)国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/hbl.htm>
- 44)「ユニバーサルデザインの考え方ー建築・都市・プロダクトデザイナーー」、梶本久夫監修、丸善出版
- 45)「快適なオフィスの環境がほしい 居住環境評価の方法」、日本建築学会編、彰国社
- 46)「建築躯体・部材・設備などの耐用年数調査報告書」、社団法人建築・設備維持保全推進協会、1998
- 47)「建築設備耐震設計 施工指針1997年版」、(財)日本建築センター
- 48)「建築設備耐震設計施工法」、空気調和・衛生工学会

LR1 エネルギー

- 49)「建築物の省エネルギー基準と計算の手引き」、(財)建築環境・省エネルギー機構
- 50)「改正省エネ法施工に向けた住宅の省エネルギー講習」、(財)建築環境・省エネルギー機構 2006年2月
- 51)「H14建築環境・省エネルギー講習会テキスト」、(財)建築環境・省エネルギー機構、169頁
- 52)「用途別エネルギー消費量原単位の算出と推定式の作成(その1)」、澤地ほか、日本建築学会計画系論文集、第462号、41～48、1994年8月

LR3 敷地外環境

- 53)「公害防止の技術と法規 騒音編」、通商産業省環境立地局監修
- 54)「新・ビル風の知識」、風工学研究所編、鹿島出版会
- 55)「居住者の日誌による風環境調査と評価尺度に関する研究」、村上周三、岩佐義輝他、日本建築学会編、1983
- 56)「光害対策ガイドライン」、環境省

鳥取県建築物環境配慮計画制度
建築物環境配慮計画書作成マニュアル

平成22年3月発行（第1刷）

発行 鳥取県

編集 鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課

〒680-8570

鳥取県鳥取市東町1丁目220

電話 0857-26-7408

本誌の無断転載を禁じます。